

小田原市 障害福祉計画

平成19年3月

小田原市

目次

第1章 計画の基本理念

1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の目的	2
3. 計画の概要	3
(1) 計画の法的根拠	3
(2) 計画の位置付け	3
(3) 計画の期間	4
4. 基本理念	5
5. 基本目標	6
6. 本計画における視点	7

第2章 障害福祉サービスの見込量及び見込量確保のための方策

1. 平成23年度の目標値	9
(1) 地域生活への移行目標	9
(2) 一般就労への移行目標	10
2. 障害福祉サービスの見込量及び見込量確保のための方策	11
(1) 訪問系サービス	11
(2) 日中活動系サービス	12
(3) 居住系サービス	16
(4) 指定相談支援	17

第3章 地域生活支援事業の見込量及び見込量確保のための方策

1. 地域生活支援事業の見込量及び見込量確保のための方策	19
(1) 必須事業	19
(2) 任意事業	24

第4章 計画の達成状況の点検及び評価について

1. 計画の達成状況の点検・評価	33
------------------	----

資料編

1. 障害児者の状況	35
(1) 障害児者数の推移	35
2. アンケート調査について	36
(1) 調査の概要	36
(2) 調査結果のポイント	37
3. 障害福祉団体・施設からの意見聴取について	59
(1) 意見聴取の概要	59
(2) 意見聴取の結果	60
4. 市民意見の募集(パブリックコメント)について	62
(1) 市民意見募集の概要	62
(2) 提出された意見の内容	62
5. 小田原市障害福祉計画策定委員会	64

第1章 計画の基本理念

1 . 計画策定の背景

支援費制度

福祉ニーズの増大と多様化に対応するため社会福祉基礎構造改革が進められ、平成 12 年に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、社会福祉事業法の題名が社会福祉法に改められるとともに、障害者福祉サービスについても利用者の立場に立った制度を構築するため、平成 15 年 4 月から「支援費制度」が導入されました。

「支援費制度」は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みであり、支援費制度の下、サービスの利用者数は飛躍的に増加し、サービス量の拡充が図られました。

障害者自立支援法

支援費制度の下、サービスの拡充が図られてきた一方で、ホームヘルプサービス等の実施や相談支援体制の整備について地域による格差がみられる、精神障害者に対するサービスが対象に含まれていなかったため立ち後れているといった課題が指摘されたり、入所施設から地域への移行、就労支援などの新たな課題への対応などが求められてきました。こうした状況に対応して、障害者及び障害児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されることを目指して、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しとあわせて、サービス体系全般の見直しが行われ、平成 17 年 10 月に「障害者自立支援法」が成立し、平成 18 年 4 月（一部は 10 月から）に施行されることとなりました。

神奈川県での取り組み

神奈川県では、平成 16 年から「かながわ障害者計画」（平成 16 年度から 10 年間）の下、障害者施策の充実に取り組んでいるところですが、「障害者自立支援法」の成立を受け、新たに県の障害福祉の将来像について、障害者、障害者団体や市町村などと認識を共有するための「かながわの障害福祉グランドデザイン」を平成 18 年 7 月に策定し、さらに障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（障害福祉計画）を策定しています。（平成 18 年度中に策定予定）

小田原市の取り組み

小田原市における障害者福祉の計画は、平成 10 年度から平成 22 年度までを計画期間とする総合計画「ビジョン 21 おだわら」に盛り込むとともに、平成 12 年には障害者福祉の個別計画として、障害のある人もない人も住み慣れた地域や家庭で安心して生き生きと暮らせるよう「ノーマライゼーション」を理念とした「小田原市障害者福祉計画」を策定しています。

「小田原市障害者福祉計画」は平成 16 年度に計画の最終年度を迎え、その間に平成 15 年からは支援費制度が始まるなど、障害者福祉を取り巻く環境が大きく変化したので、平成 17 年 3 月には、「ノーマライゼーション」の推進を引き継いだ新しい「小田原市障害者福祉計画」を策定しました。

その後、平成 17 年に「障害者自立支援法」が成立したため、国の考え方や神奈川県との共通の認識に立って、「障害者自立支援法」に基づく新たなサービス体系に準じた円滑な事業推進を図るための指針として、「小田原市障害福祉計画」を策定することとなりました。

2 . 計画策定の目的

「障害者自立支援法」において、これまでの各種保健福祉サービスは、障害の種別にかかわらず一元化され、市町村が主体となって提供を行う仕組みに変更されました。

「障害者自立支援法」の下、各種のサービスは“自立支援給付”と“地域生活支援事業”に再編されましたので、障害福祉計画においては、“自立支援給付”の中の“介護給付”と“訓練等給付”に係わるサービスと、“地域生活支援事業”に係わるサービスを中心に、サービスの見込量やその見込量確保のための方策についての具体的な数値目標や取り組みを明確にする必要があります。

したがって、本計画は、特定のサービスを中心に計画期間における具体的な目標を定め、新しい制度に基づいた円滑な事業実施を図ることを目的として策定するものです。

「障害者自立支援法」に基づくサービスの体系



3 . 計画の概要

(1) 計画の法的根拠

障害福祉計画とは、「障害者自立支援法」に基づく市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画の策定は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項の規定に基づき、策定が義務付けられています。

また、障害者自立支援法第 88 条第 4 項において、障害福祉計画は障害者基本法に基づく市町村障害者計画（障害者プラン）と調和が保たれたものでなければならないと定められています。

計画作成上の留意事項等については、障害者自立支援法第 87 条第 1 項の規定に基づき、国から基本的な指針が示されているため、この計画も国の基本的な指針に準じて作成しています。

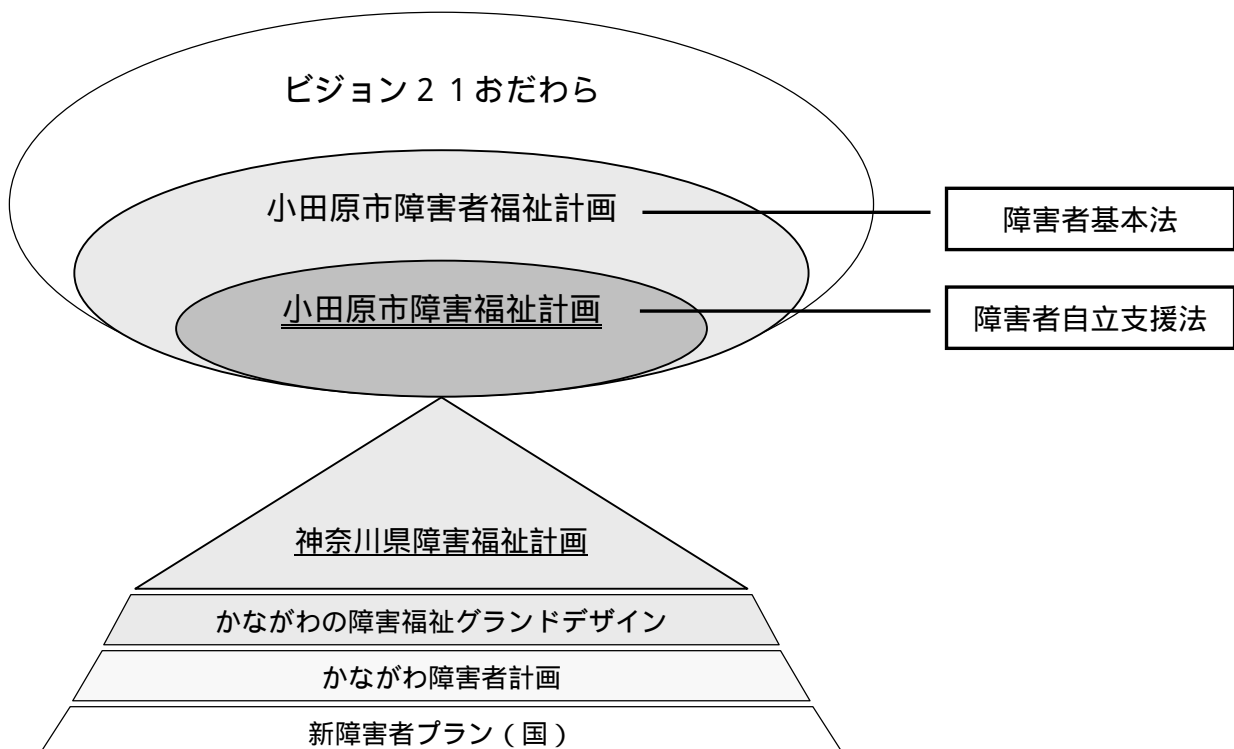
(2) 計画の位置付け

本計画は、「小田原市障害者福祉計画」における施策の基本方向を踏まえた上で、特定のサービスに関する指針として取りまとめたものです。

したがって、「小田原市障害福祉計画」は、「小田原市障害者福祉計画」と一体的に取り組んでいくこととします。

また、「小田原市障害者福祉計画」が本市の総合計画である「ビジョン 2 1 おだわら」の個別計画として位置付けられていることから、本計画も同様に「ビジョン 2 1 おだわら」との整合性を図るとともに、県の「かながわの障害福祉グランドデザイン」「神奈川県障害福祉計画」や「かながわ障害者計画」、国の「新障害者プラン」などの上位計画との整合性を有するものとします。

関連計画との関係



(3) 計画の期間

本計画の期間については、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間とし、併せて平成 23 年度の数値目標を設定します。

また、平成 20 年度末までに第 1 期計画の必要な見直しを行い、第 2 期計画を策定します。

年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
小田原市	ビジョン21おだわら 前期基本計画 <平成10～16年度>							ビジョン21おだわら 後期基本計画 <平成17～22年度>						
	小田原市障害者福祉計画 <平成12～16年度>							小田原市障害者福祉計画 <平成17～22年度>						
								小田原市障害福祉計画(第1期) <平成18～20年度>			小田原市障害福祉計画(第2期) <平成21～23年度>			
神奈川県	第二次障害福祉長期行動計画(県) <平成6～15年度>							かながわ障害者計画(県) <平成16～25年度>						
								かながわの障害福祉ランドデザイン						
								神奈川県障害福祉計画(第1期) <平成18～20年度>			神奈川県障害福祉計画(第2期) <平成21～23年度>			
国	障害者プラン(国) <平成8～14年度>						新障害者プラン(国) <平成15～24年度>							
							重点施策5か年計画 <平成15～19年度>							

4 . 基本理念

本計画は、平成 17 年 10 月の「障害者自立支援法」の成立を受け再編されることとなった障害福祉サービスに関して、平成 23 年度までに達成すべき目標を見据えた上で、平成 20 年度までの事業計画について取りまとめたものです。

「小田原市障害者福祉計画」(平成 17～22 年)の期間内における特定サービスの事業計画となることから、本計画においても、「小田原市障害者福祉計画」の基本理念を継承し、個々の事業の目標達成に向けて取り組んでいくこととします。

「小田原市障害者福祉計画」では、

障害者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除くこと
障害者自身の社会的な自立を促進すること
障害者の生活の場を、障害者本人の意向を尊重し入所施設から地域社会へ移すこと
地域社会のすべての人が支え合う地域社会の推進を図ること

を目指しており、

すべての人が、人としての尊厳を認め合い、支え合い、時には厳しさも兼ね備えた「やさしさ」を大切にすることで「ノーマライゼーション」(障害のある人もない人もともに生きる社会こそ、あたりまえの社会であるという考え方)の理念が正しく機能した、理想的な社会を築き上げることができるよう、

「あなたにやさしい わたしにやさしい

みんなにやさしいまち 小田原」

を基本理念としています。

本計画においてもこの理念に従って、歴史と風土に培われた、「人」と「人とのつながり」を大切にすまち、小田原のこころを生かした小田原らしい障害者福祉の充実を目指し、市民と協働して、事業の推進を図っていきたいと考えます。

5 . 基本目標

「障害者自立支援法」では、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、障害者等の自己選択と自己決定の尊重、サービス実施主体の市町村への統一と3障害（身体・知的・精神）に係る制度の一元化、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を柱とした制度改革が行われています。

小田原市では、「障害者自立支援法」の考え方を踏まえて、本計画における基本目標を次のように設定しました。

障害者の自立と社会参加の実現

本当の意味で障害者の自立と社会参加を実現するためには、障害者が自らの選択で生活する場やサービス利用を決定できることが重要だと考えます。

障害者の自己選択と自己決定を尊重するという観点から、障害者のニーズに合致した多様なサービス提供基盤の整備を進めるとともに、障害者の“こうした手助けが欲しい”という思いと、実際に提供されているサービスとのギャップをコーディネートする相談機能の強化を図り、障害者の自己選択と自己決定が円滑に行われる環境の整備を行います。

障害者の自己選択と自己決定が可能な環境を整備することで、障害者の自立と社会参加が実現される社会の構築を目指します。

利用者本位のサービス体系の構築

障害の種別ごとに複雑化したサービスが、精神障害者も含めた3障害が一元化された制度へ見直され、障害福祉サービスが市町村を基本とする仕組みに統一されたことから、本市では、障害種別間の格差の是正、（神奈川県への支援の活用も視野に入れ）サービス水準の地域格差の是正という観点に立ち、小田原市の地域特性を踏まえた利用者本位のサービス体系の構築を図ります。

地域生活移行や就労支援を促進するためのサービス提供基盤の整備

障害者の自立を促進するためには、まず安定した生活が確立されることが必要だと考えます。

障害者の自立支援の観点から、新たに創設された就労支援事業のサービス提供基盤の整備を図るとともに、庁内のみならず神奈川県の雇用施策との連携、地域の関係諸機関との連携も視野に入れた総合的な就労支援の展開を図ります。

また施設入所者の就労を理由とする退所が少ない状況を踏まえ、施設入所者に対しては特に地域生活への移行を促進するためのサービス提供を強化し、その提供基盤の整備を図ります。

6 . 本計画における視点

本計画で対象となるサービスの提供基盤の整備にあたっては、次の点に配慮して目標設定を行い、目標達成に向けて計画的に取り組んでいくこととします。

必要な訪問系サービスの保障

従来、支援費制度に基づくホームヘルプサービスとして提供されていたサービスの利用者を基礎としつつ、精神障害者を含めた3障害を一元化し再編されたサービスの枠組みの中で、新たに利用が見込まれる対象者も含め、訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)を必要とする障害者に対して必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

希望する障害者に対する日中活動系サービスの保障

日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス)の利用を希望する障害者に対して必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてグループホーム(共同生活援助を提供する住居)・ケアホーム(共同生活介護を提供する住居)の整備を図ることで、地域生活への移行が促進される環境を整えるとともに、自立訓練等のサービスの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。



第2章 障害福祉サービスの見込量 及び見込量確保のための方策

1. 平成 23 年度の目標値

(1) 地域生活への移行目標

入所施設入所者の地域生活への移行目標

〔国の基本指針〕

平成 23 年度末までに、現在における入所施設の入所者の 1 割以上が地域生活に移行することをめざすとともに、平成 23 年度末時点の施設入所者数を 7 % 以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定する。

平成 17 年 10 月 1 日時点では、市内・外の施設を合わせると、192 人の施設入所者がいますが、本計画に基づいて新たに提供される地域生活への移行を支援するためのサービスの効果を踏まえ、平成 23 年度末までに施設入所者を全体で 14 人減少させ、施設入所者数を 178 人とすることを目標として、サービス提供に取り組んでいきます。

単位：人、%

項目		目標値			考え方
		市内施設	市外施設	全体	
【実績値】 施設入所者数	(A)	91	101	192	平成 17 年 10 月 1 日の数
【目標値】 地域生活移行者数	(B)	10	10	20	(A)のうち、平成 23 年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数に占める割合		11.0%	9.9%	10.4%	
【見込値】 新たな施設入所支援利用者数	(C)	3	3	6	平成 23 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
【見込値】 平成 23 年度末の施設入所者数	(D)	84	94	178	平成 23 年度末の利用人員見込 (A - B + C)
【目標値】 入所者削減見込	(E)	7	7	14	差引減少見込数 (A - D)
平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数に占める割合		7.7%	6.9%	7.3%	

入院中の精神障害者の地域生活への移行目標

〔国の基本指針〕

平成 24 年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能精神障害者」という)の解消をめざし、平成 23 年度における退院可能精神障害者数の減少目標を設定する。

神奈川県精神保健福祉センターが実施した平成 15 年度調査の結果によると、受入条件が整えば退院可能な精神障害者数について小田原市では 144 人となっており、本計画に基づいて新たに提供される地域生活への移行を支援するためのサービスの効果を踏まえ、平成 23 年度末までに退院可能な精神障害者数を 101 人減少させることを目標として、サービス提供に取り組んでいきます。

単位：人

項目	目標値	考え方
【実績値】 現在の退院可能精神障害者数	144	神奈川県の精神保健福祉センターが実施した平成 15 年度調査の結果
【目標値】 減少数	101	退院可能精神障害者のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

(2) 一般就労への移行目標

福祉施設から一般就労への移行目標

〔国の基本指針〕

現時点の一般就労への移行実績の 4 倍以上を目安として、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数は 4 人ですが、本計画に基づいて新たに提供される就労支援事業の効果を踏まえ、平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する者の数を 16 人とすることを目標として、サービス提供に取り組んでいきます。

単位：人

項目	目標値	考え方
【実績値】 現在の年間一般就労者数	4	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 年間一般就労者数	16	平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する者の数

2. 障害福祉サービスの見込量及び見込量確保のための方策

各年度の1か月当たりのサービス見込量は、次のとおりです。

サービス見込量の単位は、次のように算出しています。
 時間分 = 月間の利用人員 × 一人一月当たりの平均利用時間
 人日分 = 月間の利用人員 × 一人一月当たりの平均利用日数

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの見込量(1か月当たり)

【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援】

居宅介護では、障害児者のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助その他の生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護では、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助その他の生活全般にわたる援助のほか、外出時における移動中の介護も総合的に行います。

行動援護では、知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護その他の行動する際に必要な援助を行います。

重度障害者等包括支援では、障害程度区分6(児童については区分6相当)で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
サービス見込量	時間分	4,502	4,975	5,497	7,417

訪問系サービスにおける見込量確保のための方策

障害者自立支援法では、多様なサービス提供主体が参入し、障害者等の選択の幅が広がることを期待されますが、単にサービスの供給量が増大するだけでなく、質の高いサービスが必要に応じて組み合わせて使えることが大切です。

そこで、県と協力して、新規事業である重度訪問介護や重度障害者等包括支援を始めとした各サービスの内容や対象者などについて、広く情報を提供し、多様な事業者の参入の促進に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量(1か月当たり)

【生活介護】

生活介護とは、常時介護が必要であり、障害程度区分3以上(年齢50歳以上は、障害程度区分2以上)である人に対して、主として昼間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供するなど、身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜を供与することをいいます。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
サービス見込量	人日分	400	2,535	2,654	3,457

【自立訓練(機能訓練)】

自立訓練(機能訓練)とは、身体障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションなど、身体機能の向上のために便宜を供与することをいいます。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
サービス見込量	人日分	60	60	60	60

【自立訓練(生活訓練)】

自立訓練(生活訓練)とは、知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、障害者支援施設、サービス事業所などにおいて、一定期間にわたり行われる入浴、排せつなど、日常生活を営むために必要な訓練等の便宜を供与することをいいます。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
サービス見込量	人日分	0	110	220	792

【就労移行支援】

就労移行支援とは、就労を希望する障害者を対象に、一定期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などの便宜を供与することをいいます。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
サービス見込量	人日分	0	110	220	506

【就労継続支援(A型)】

就労継続支援(A型)とは、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者を対象に、雇用契約の締結による就労の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与することをいいます。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
サービス見込量	人日分	0	110	110	110

【就労継続支援(B型)】

就労継続支援(B型)とは、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者を対象に、就労の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与することをいいます。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
サービス見込量	人日分	650	5,444	6,821	8,754

【療養介護】

療養介護とは、病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害程度区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害程度区分5以上である筋ジストロフィー患者又は重度心身障害者を対象に、主として昼間に、医療機関において行われる機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を供与することをいいます。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
サービス見込量	人分	4	4	22	22

【児童デイサービス】

児童デイサービスとは、療育指導が必要と判断された児童を対象に、知的障害児施設などにおいて、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行うことをいいます。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
サービス見込量	人日分	449	477	477	477

【短期入所】

短期入所とは、居宅で介護する人が病気などの理由により一時的に障害児者の介護ができないときに、障害者支援施設その他の施設で、夜間も含めて、短期間、入浴、排せつ、食事の介護などの便宜を供与することをいいます。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
サービス見込量	人日分	400	456	507	546

日中活動系サービスにおける見込量確保のための方策

地域での生活を進めていく上では、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、サービス提供事業者のサービス提供移行時期を明確にし、利用希望者に事業者情報を提供していきます。

また、就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意していきます。

また、児童デイサービスや短期入所に関しては、今後も身近な地域でデイサービスや短期入所サービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めていきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスの見込量 (1 か月 当たり)

【共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)】

共同生活援助とは、共同生活を営むのに支障のない知的障害・精神障害のある人を対象に、主として夜間に、グループホームにおいて日常生活上の援助を行うことをいいます。

共同生活介護とは、生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、障害程度区分 2 以上である人を対象に、主として夜間に、ケアホームにおいて介護や日常生活上の支援を供与することをいいます。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
サービス見込量	人分	61	80	90	125

【施設入所支援】

施設入所支援とは、自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源の状況などにより通所することが困難な人又は生活介護の対象者で障害程度区分 4 以上 (年齢 50 歳以上は、障害程度区分 3 以上) である人に対して、夜間や休日に、介護や日常生活上の支援を供与することをいいます。

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
サービス見込量	人分	10	50	100	178

居住系サービスにおける見込量確保のための方策

共同生活援助 (グループホーム) や共同生活介護 (ケアホーム) については、今後も整備が必要となるため、施設整備を行う事業者に対して支援することで、地域における障害者の生活の場の整備を促進します。

また、施設入所支援については、認定審査会を通じて決定する障害程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。

(4) 指定相談支援

【指定相談支援(サービス利用計画の作成)】

指定相談支援とは、支給決定を受けた障害のある人又はその保護者が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害者等からの依頼を受けて、心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、サービス利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整その他の便宜を供与することをいいます。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
サービス見込量	人分	10	69	76	103



第3章 地域生活支援事業の見込量 及び見込量確保のための方策

1 .地域生活支援事業の見込量及び見込量確保のための方策

本計画の対象サービスの計画期間内及び目標年次のサービス見込量は、次のとおりです。

(1) 必須事業

必須事業の見込量

1) 相談支援事業

【障害者相談支援事業】

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の便宜を供与する事業です。

実施方法としては、本市と箱根町、真鶴町及び湯河原町との共同実施により、主として身体・知的・精神・障害児の4種別にそれぞれ対応する窓口を設置することとし、その運営については、神奈川県から相談支援事業者の指定を受けている事業者へ委託することとします。

また、この委託をした後、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、地域自立支援協議会を設置することとします。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
障害者相談支援事業 実施見込箇所数	箇所	4	4	4	4
地域自立支援協議会 設置見込箇所数	箇所	0	1	1	1

障害者相談支援事業は、平成 18 年 9 月までは1箇所を実施

【成年後見制度利用支援事業】

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、親族等に代わって市長が成年後見制度の利用を支援する事業です。

事業の内容としては、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等に対する報酬の一部を助成するものです。

「成年後見制度」とは、本人保護のため、裁判所が成年後見人を選任し、後見人が本人に代わって財産管理などを行う制度です。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施見込数 （審判請求申立て対象者数）	人	2	3	3	4
実施見込数 （後見人に対する報酬相当額助成対象件数）	件	1	2	2	3

2) コミュニケーション支援事業

【手話通訳者等設置事業】

聴覚障害者等の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、併せて聴覚障害者等の相談に応じ必要な指導を行うため、本市に手話通訳者を設置する事業です。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施見込人数	人	1	1	1	1

【手話通訳者等派遣事業】

聴覚障害者等と官公庁その他の関係機関とが円滑な意思疎通を行えるようにするため、聴覚障害者等及び関係機関からの要請に応じ、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行う事業です。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
手話通訳者 延べ派遣見込件数	件/年	210	210	210	220
要約筆記者 延べ派遣見込件数	件/年	200	230	230	230

3) 日常生活用具給付事業

重度障害者等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付する事業です。

		単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
延べ実施見込件数	介護・訓練支援用具	件/年	12	12	14	18
	自立生活支援用具	件/年	26	26	30	34
	在宅療養等支援用具	件/年	16	16	20	25
	情報・意思疎通支援用具	件/年	50	50	52	56
	排せつ管理支援用具	件/年	2,728	2,728	2,850	3,250
	居宅生活動作補助用具	件/年	2	2	3	5

4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行う事業です。

当面は、個別支援型のみを実施しますが、グループ支援型については、今後、実施を検討していきます。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施見込箇所数	箇所	22	22	23	24
延べ利用見込者数	人/月	1,204	1,204	1,520	1,520
延べ利用見込時間数	時間/月	16,181	16,181	20,414	20,414

5) 地域活動支援センター

障害者等に対して、地域活動支援センターを通じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するものです。

なお、事業形態として、次の3類型が考えられます。

型は、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するものとし、型は、地域において就労が困難な在宅障害者等を通所させ、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供するものとし、

型は、小規模作業所としての運営実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られているものとし、

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
〔型〕 実施見込箇所数	箇所	0	0	1	1
利用見込者数	人/年	-	-	20	20
〔型〕 実施見込箇所数	箇所	0	1	6	6
利用見込者数	人/年	-	15	121	121
〔型〕 実施見込箇所数	箇所	0	0	6	6
利用見込者数	人/年	-	-	65	70

必須事業における見込量確保のための方策

従来実施してきた事業を地域生活支援事業に位置付けて引き続き実施するものについては、サービス内容が低下しないよう質の向上に努めるとともに、新規の事業については、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供し、事業の円滑な実施を図ります。

(2) 任意事業

任意事業の見込量

1) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な重度障害者に対して、訪問による入浴サービスを実施することにより、障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施見込人数	人	9	10	11	13
実施見込回数	回	480	480	510	610

2) 更生訓練費給付事業

身体障害者更生援護施設に入通所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図るものです。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施見込施設数	箇所	2	2	2	2
延べ利用見込者数	人	24	24	24	24

3) 生活支援事業

【食の自立支援事業】

単身の重度障害者又は障害者のみの世帯等で食事サービスを希望する者に、配食サービスを行う事業です。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施見込回数	回	2,952	2,952	3,000	3,100

【重度障害者緊急通報システム事業】

単身又は障害者のみの世帯に属する重度障害者の健康状態の悪化等による緊急事態に対する不安の解消及び緊急連絡手段の確保を図るため、携帯用無線発信機を貸与する事業です。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
設置見込台数	台	25	25	25	25

【障害者就職支度金給付事業】

障害者が就職した場合に、就職支度金を支給し、障害者の社会進出の促進を図るものです。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施見込人数	人	7	120	120	150

平成19年1月から実施のため、平成18年度の見込は7人となっています

【障害者地域生活移行助成金給付事業】

施設を退所し、グループホーム等において地域での生活を始める障害者の方に対して、その家賃等の一部として助成金を給付し、円滑な地域生活への移行を支援するものです。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施見込月数	月	-	12	12	36

4) 日中一時支援事業

【宿泊を伴わない短期入所】

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等を預かることにより、障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息を図るものです。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施見込箇所数	箇所	12	12	12	13

【障害児タイムケア事業】

障害のある中高生等の放課後における活動の場を確保し、一時的に預かることにより、障害児の家族の就労支援及び一時的な休息を図るものです。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施見込箇所数	箇所	1	1	1	1

【在宅障害児者緊急一時預かり事業】

保護者等が地域活動、通院等により家庭内の介護が困難になった場合に、障害児等を一時的に預かり介護する事業団体に対して、運営費を支援する事業です。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施見込箇所数	箇所	2	2	2	2

5) 生活サポート事業

障害程度区分が非該当となった者で、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障を来す恐れのある者に対して、居宅介護の利用に要する費用を助成し、地域での自立した生活の推進を図るものです。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施見込人数	人	2	2	2	2

6) 社会参加促進事業

【手話奉仕員等養成事業】

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成するため、研修会を開催するものです。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施見込回数	回/年	要約筆記奉仕員養成講座 1	手話奉仕員養成講座・ 要約筆記奉仕員養成講座 1	手話奉仕員養成講座・ 要約筆記奉仕員養成講座 1	手話奉仕員養成講座・ 要約筆記奉仕員養成講座 1

【障害者文化事業】

県西地区の障害者関係団体とともに、障害者に関わる講演会、シンポジウム、アトラクション、作品展等を開催するものです。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施見込回数	回/年	1	1	1	1

【知的障害者サークル活動育成事業】

在宅の知的障害者の余暇の有効な利用と日常生活活動に必要な基礎知識の習得のため、委託によりサークル活動を実施するものです。

なお、このほかに、身体障害・知的障害・精神障害のある人、発達障害などの「制度のはざま」にある人等に対して、活動の場を提供するなど、様々な活動支援を実施するものです。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施見込回数	回/月	1	1	1	1

【点字・声の広報等発行事業】

文字による情報入手が困難な障害者のために、市からの情報等を点訳、音声訳により発行する事業です。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施見込回数	点字版・音訳版の「健康カレンダー」1回 「おだわらの風」3回発行	点字版・音訳版の「健康カレンダー」1回 「おだわらの風」3回発行	点字版・音訳版の「健康カレンダー」1回 「おだわらの風」3回発行	点字版・音訳版の「健康カレンダー」1回 「おだわらの風」3回発行

【自動車改造費助成事業】

身体障害者の日常生活の支援及び生活圏の拡大を図るとともに、就労その他の社会活動の参加促進を図るため、自動車の改造に対し助成を行う事業です。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
助成見込件数	件	8	8	8	8

【自動車運転免許取得費助成事業】

身体障害者の日常生活の支援及び生活圏の拡大を図るとともに、就労その他の社会活動の参加促進を図るため、自動車運転免許の取得に対し助成を行う事業です。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
助成見込件数	件	2	4	4	4

【福祉タクシー利用助成事業】

社会活動への参加を促進するとともに、通院及び日常生活の利便に供するため、在宅の重度障害者等がタクシーを利用した場合に、運賃の一部を助成する事業です。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
利用見込件数	件	27,282	31,140	32,541	37,134

【重度身体障害者移動支援事業費補助事業(運行費助成)】

移動が困難な重度身体障害者の社会参加の促進及び通院等の移動手段の確保のため、リフト付きのタクシーを運行する団体に対して支援するものです。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
支援見込団体数	団体	1	1	1	1

【障害者施設等通所者交通費助成事業】

障害者施設等に通所する障害者に対し交通費を助成することにより、施設等の利用を促進するとともに、家族及び本人の経済的負担の軽減を図るものです。

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
延べ支給見込者数	人	1,504	1,692	1,895	2,662

7) 経過的デイサービス事業

平成18年10月に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業者が、平成19年3月末日までの間、利用者に対して継続してデイサービスを提供するものです。

任意事業における見込量確保のための方策

従来実施してきた事業を地域生活支援事業に位置付けて引き続き実施するものについては、サービス内容が低下しないよう質の向上に努めるとともに、新規の事業については、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供し、事業の円滑な実施を図ります。



第4章 計画の達成状況の点検 及び評価について

1 . 計画の達成状況の点検・評価

障害福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、今後設置する地域自立支援協議会に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

また、必要に応じて担当課が中心となって関係する各課及び各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題の把握を行います。

各種の情報・要望については、毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況について評価を行います。



資料編

1. 障害児者の状況

(1) 障害児者数の推移

身体障害児者、知的障害児者、精神障害者はいずれも増加傾向にあり、特に精神障害者は大幅な増加となっています。(平成18年は、平成14年の2.1倍)

障害児者数に占める各障害の構成比をみると、身体障害児者はやや割合を減じているのに対して、精神障害者は割合を高めています。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

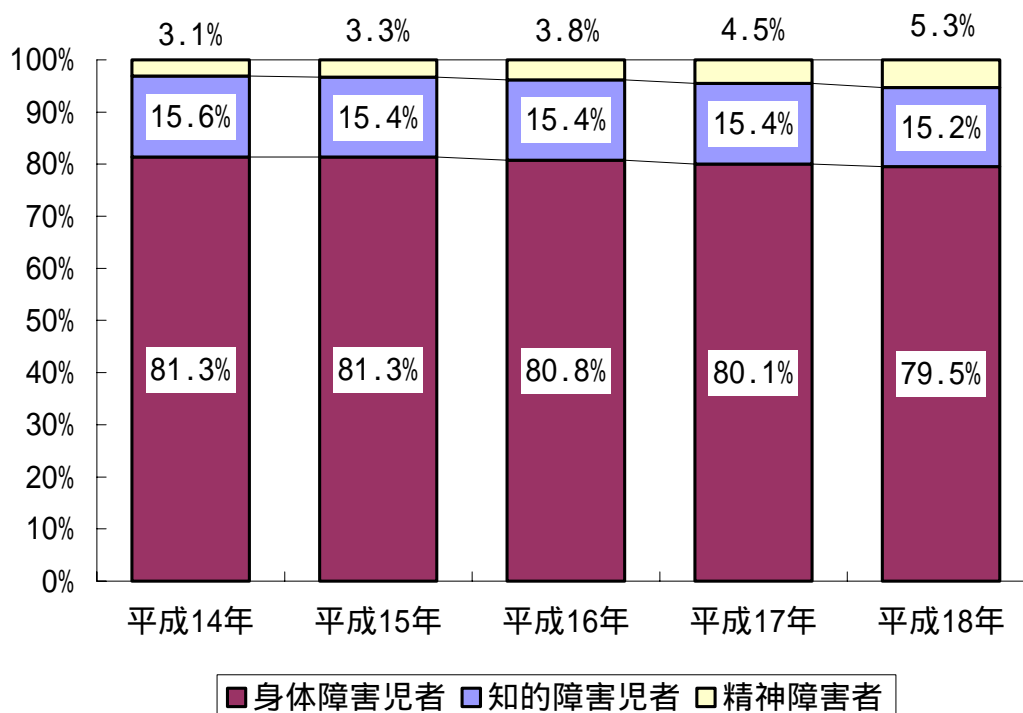
単位：人（各年4月1日現在）

精神障害者の平成14年のみ10月1日現在のデータ

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
障害児者数計	6,127	6,436	6,763	7,040	7,390
身体障害者手帳 (身体障害児者)	4,984	5,234	5,461	5,636	5,874
療育手帳 (知的障害児者)	955	989	1,044	1,086	1,126
精神障害者 保健福祉手帳 (精神障害者)	188	213	258	318	390

資料：小田原市

障害児者数に占める障害の種類別構成比の推移



2. アンケート調査について

(1) 調査の概要

調査の目的

身体障害児者、知的障害児者及び精神障害者の現状と障害者福祉施策等に対する意見やニーズを把握することにより、小田原市障害福祉計画策定のための基礎資料とすることを目的としています。

調査の方法

調査対象地域

小田原市全域

調査対象及び回収結果

	身体障害児者					知的 障害児者	精神 障害者	全体
	肢体 不自由	視覚障害	聴覚・言語 障害	内部障害 その他	小計			
母数	3,072	451	698	1,653	5,874	1,126	390	7,390
抽出率	27.1%	27.1%	27.1%	27.0%	27.1%	27.1%	27.2%	27.1%
抽出方法	障害者台帳による層化無作為抽出							
配布数	831	122	189	447	1,589	305	106	2,000
有効回答者数	424	64	85	294	867	167	60	1,094
有効回答率	51.0%	52.5%	45.0%	65.8%	54.6%	54.8%	56.6%	54.7%

調査実施方法

郵送配布し、郵送による回収

調査期間

平成 18 年 10 月 13 日～10 月 30 日

(2) 調査結果のポイント

障害福祉施策に関する総合評価

今後の最重要課題施策分野

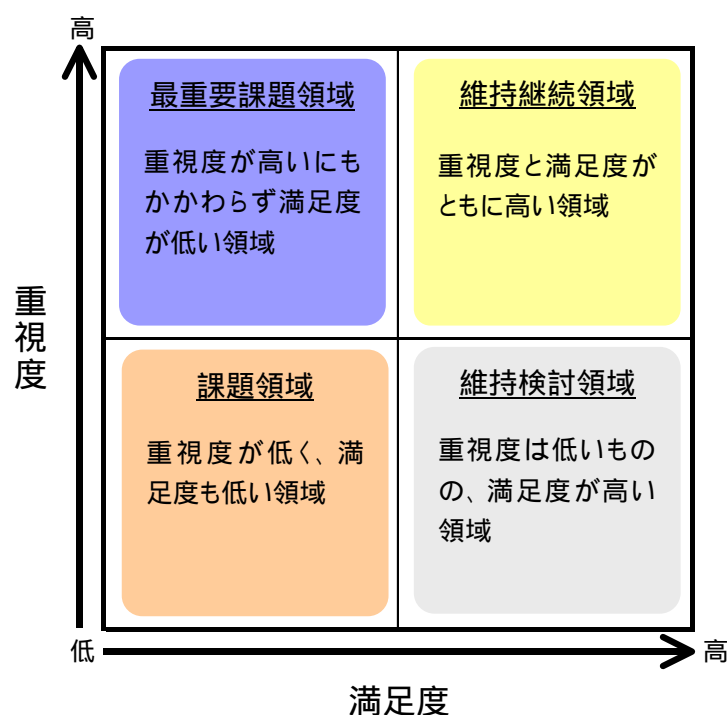
満足度と重視度に基づくゾーニング分析の概要

各施策分野に対する満足度と重視度の5段階の評価に対して、「とても満足している」、「とくに重視する」を5点、以下、「とても不満がある」、「まったく重視していない」を1点として、各項目の回答者数に回答の得点を乗じ、平均値を算出することで、満足度と重視度を得点化しました。

	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5
	5点	4点	3点	2点	1点
満足度	とても満足している	やや満足している	どちらともいえない	やや不満がある	とても不満がある
重視度	とくに重視する	やや重視する	どちらともいえない	あまり重視していない	まったく重視していない

$$\text{平均値} = \frac{5 \times \text{選択肢1の回答} + \dots + 1 \times \text{選択肢5の回答}}{100 - \text{無回答}}$$

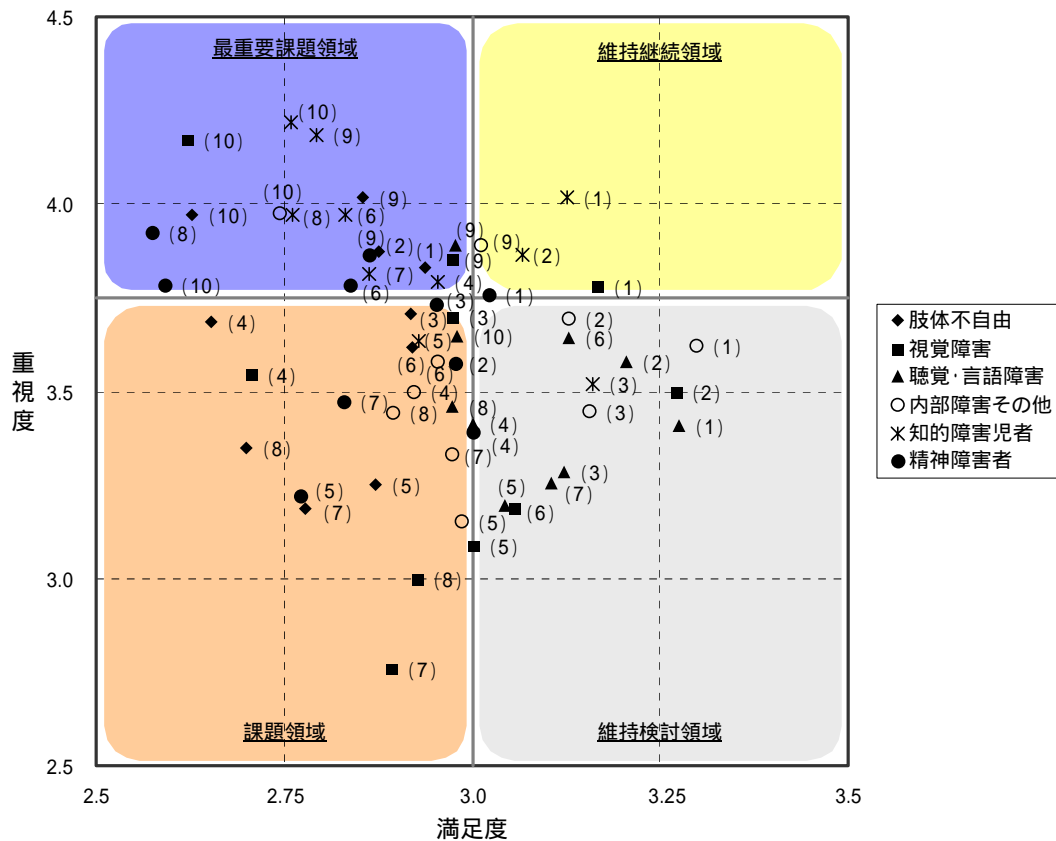
満足度と重視度の得点に基づいて、各施策分野を以下のグラフ上に配置し、満足度と重視度のそれぞれの高低により、最重要課題領域、課題領域、維持検討領域、維持継続領域の4つの領域に施策分野を分類しています。



すべての障害者に共通して最重要課題領域に該当する施策分野は、「緊急時の体制整備」と「障害福祉サービスの充実」です。次いで課題領域に該当する施策分野は、「就労環境の改善」、「相談体制の改善」、「就学環境の改善」、「外出環境の改善」です。

「相談体制の改善」、「就労環境の改善」については、知的障害児者と精神障害者とともに最重要課題とされています。

満足度と重視度に基づくゾーニング分析



施策分野	身体障害児者				知的障害児者	精神障害者
	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語障害	内部障害その他		
(1) 日常の生活環境の改善						
(2) 健康の維持・増進のためのサービス						
(3) 住まいの改善						
(4) 外出環境の改善						
(5) 交流・社会参加の促進						
(6) 相談体制の改善						
(7) 就学環境の改善						
(8) 就労環境の改善						
(9) 障害福祉サービスの充実						
(10) 緊急時の体制の整備						

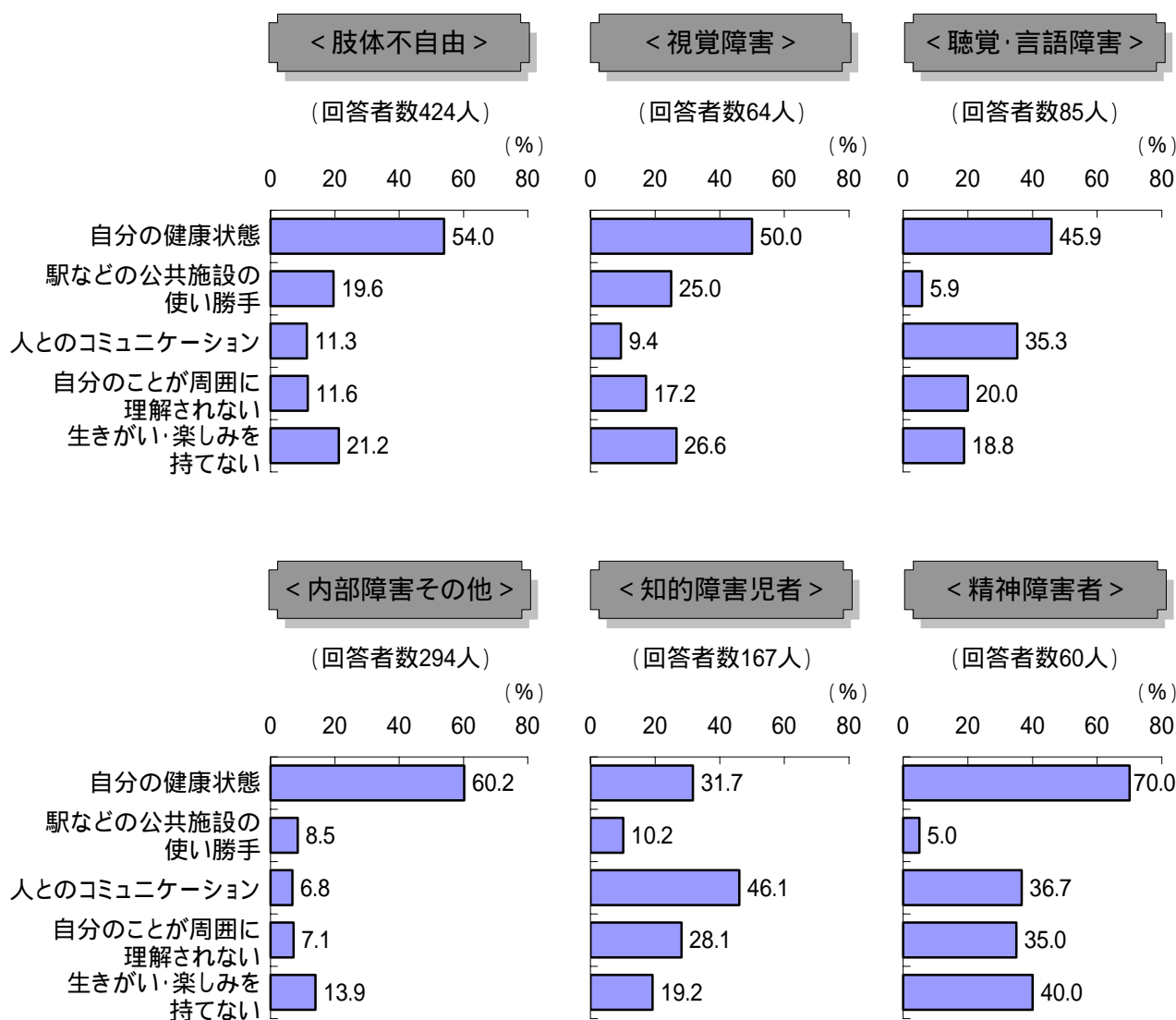
最重要課題領域に該当する施策分野は
課題領域に該当する施策分野は

施策分野別にみた問題点

日常生活環境における問題点

「自分の健康状態」以外では、聴覚・言語障害者、知的障害児者、精神障害者で「人とのコミュニケーション」が多くあげられており、特に知的障害児者では4割以上が人とのコミュニケーションに不満を感じています。

日常生活で不満に感じること



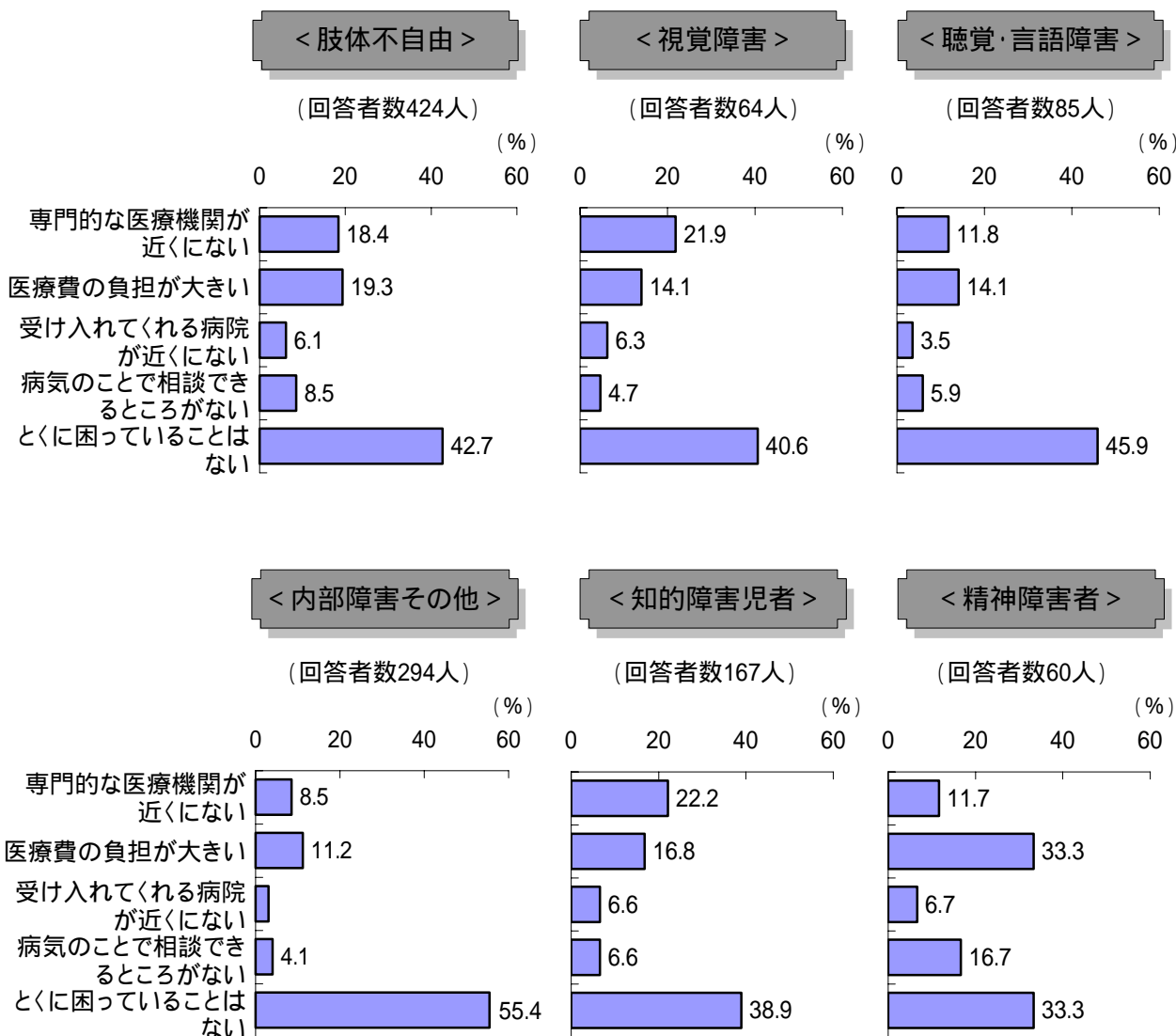
複数回答、上位5項目を表示

健康の維持・増進のためのサービスにおける問題点

「とくに困っていることはない」がいずれの障害においても上位を占めているものの、困っていることとしては、すべての障害に共通して「専門的な医療機関が近くにない」、「医療費の負担が大きい」が多くあげられています。

特に精神障害者では、「医療費の負担が大きい」が3割以上を占めています。

健康面や医療面で困っていること

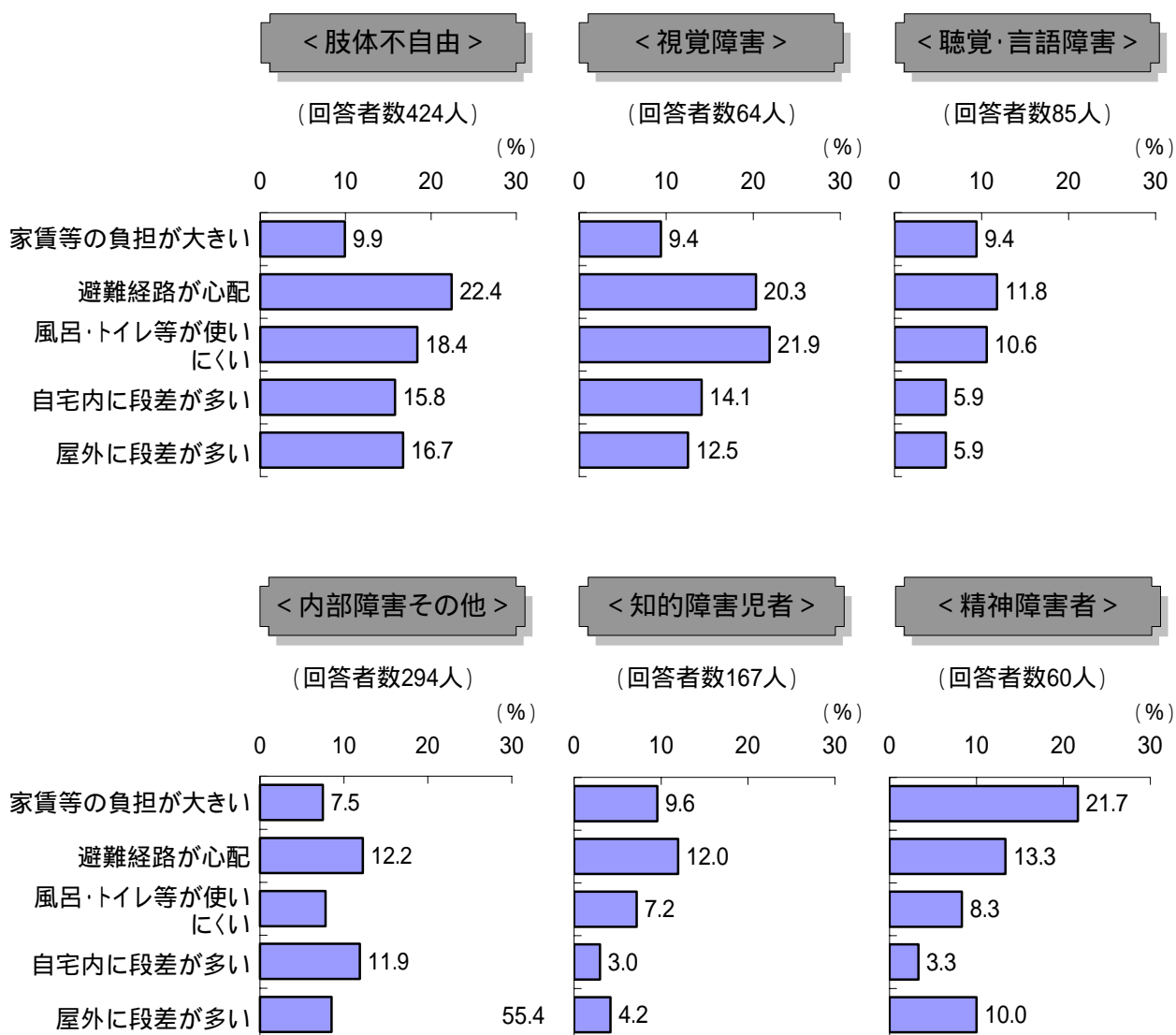


複数回答、上位5項目を表示

住環境における問題点

すべての障害者において「避難経路が心配」が上位を占めています。その他に、肢体不自由者、視覚障害者等では「風呂・トイレ等が使いにくい」が多くなっています。また、精神障害者では「家賃等の負担が大きい」が多くなっています。

住まいについて困っていること



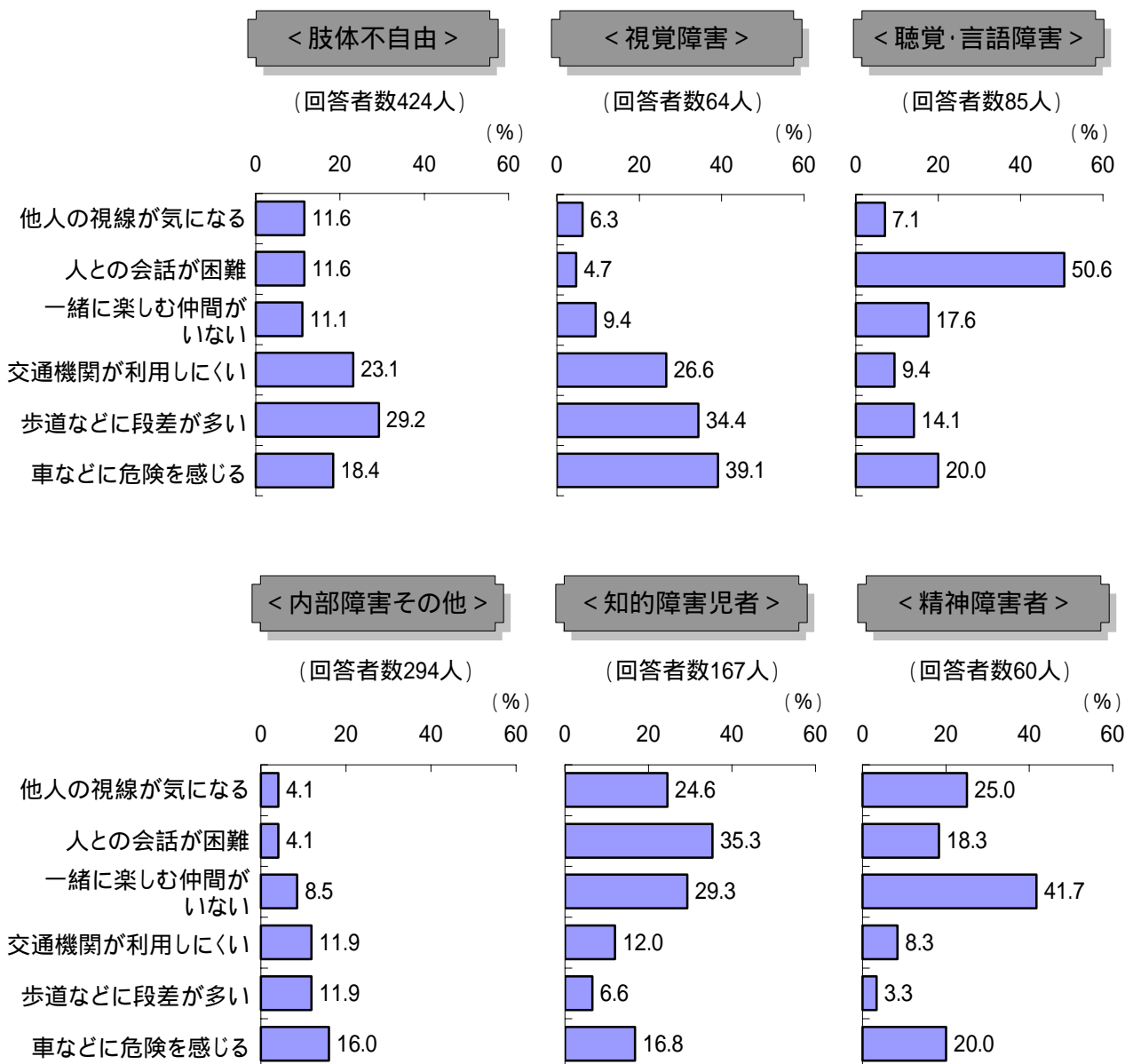
複数回答、上位5項目を表示

外出環境における問題点

肢体不自由者、視覚障害者では「歩道などに段差が多い」、「交通機関が利用しにくい」、「車などに危険を感じる」といったバリアフリーに配慮した都市環境整備に関する項目で困っているという回答が多くなっています。

聴覚・言語障害者では「人との会話が困難」、知的障害児者、精神障害者ではそれに加えて「他人の視線が気になる」、「一緒に楽しむ仲間がいない」といった人とのコミュニケーションに関する項目で困っているという回答が多くなっています。

外出時に困ること



複数回答、上位6項目を表示

交流活動・社会参加における問題点

知的障害児者と精神障害者が交流活動に参加する率が高くなっています。

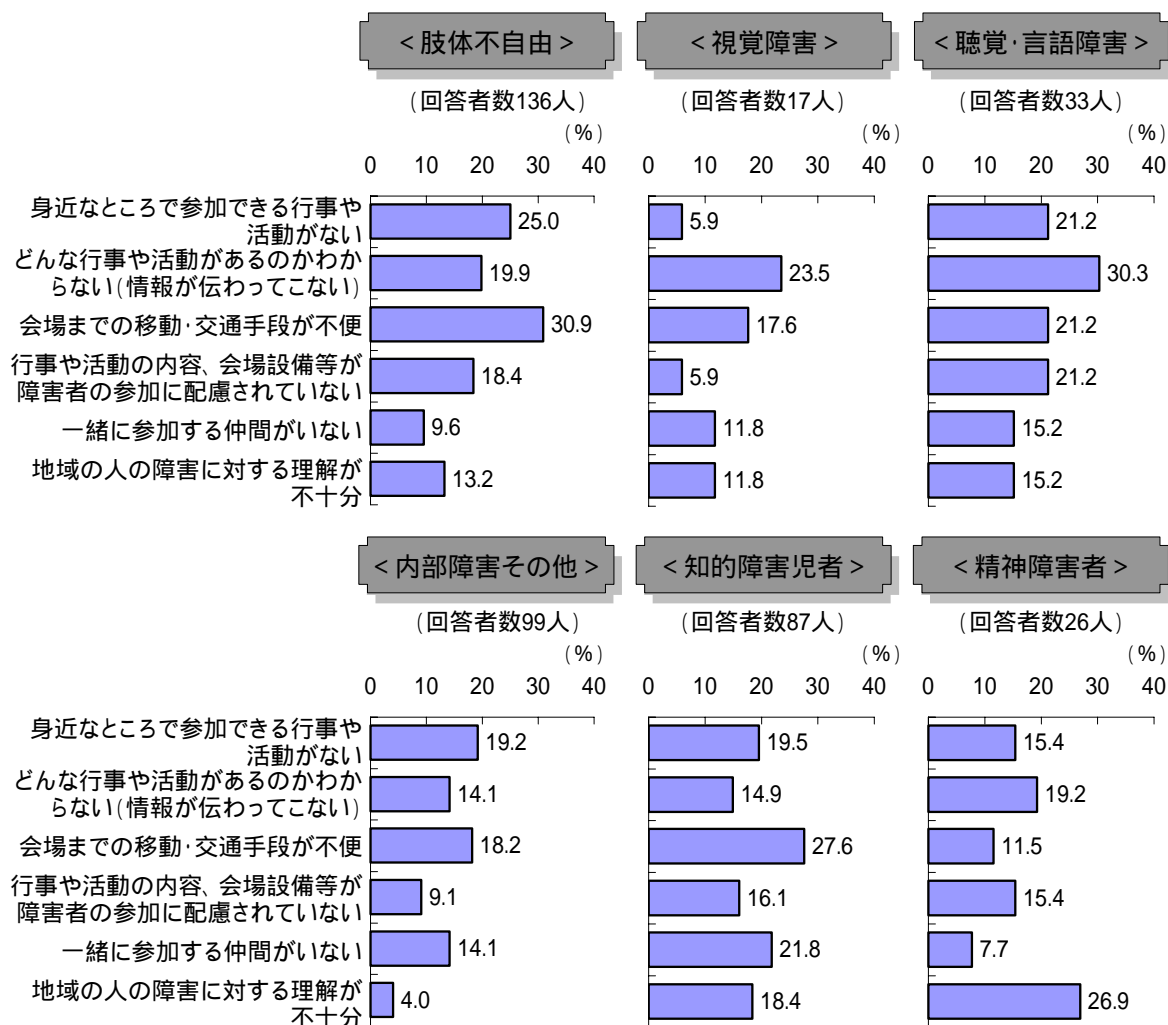
交流活動や社会参加において、「どんな行事や活動があるのかわからない(情報が伝わってこない)」、「会場までの移動・交通手段が不便」といった項目で困ったという回答が共通してあげられています。

知的障害児者では「一緒に参加する仲間がいない」、精神障害者では「地域の人への障害に対する理解が不十分」といった項目への回答も多くなっています。

この1年間の活動の参加状況

	身体障害児者				知的障害児者	精神障害者
	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語障害	内部障害その他		
回答者数	424人	64人	85人	294人	167人	60人
参加者数	136人	17人	33人	99人	87人	26人
参加率	32.1%	26.6%	38.8%	33.7%	52.1%	43.3%

この1年間の活動で困ったこと



複数回答、上位6項目を表示

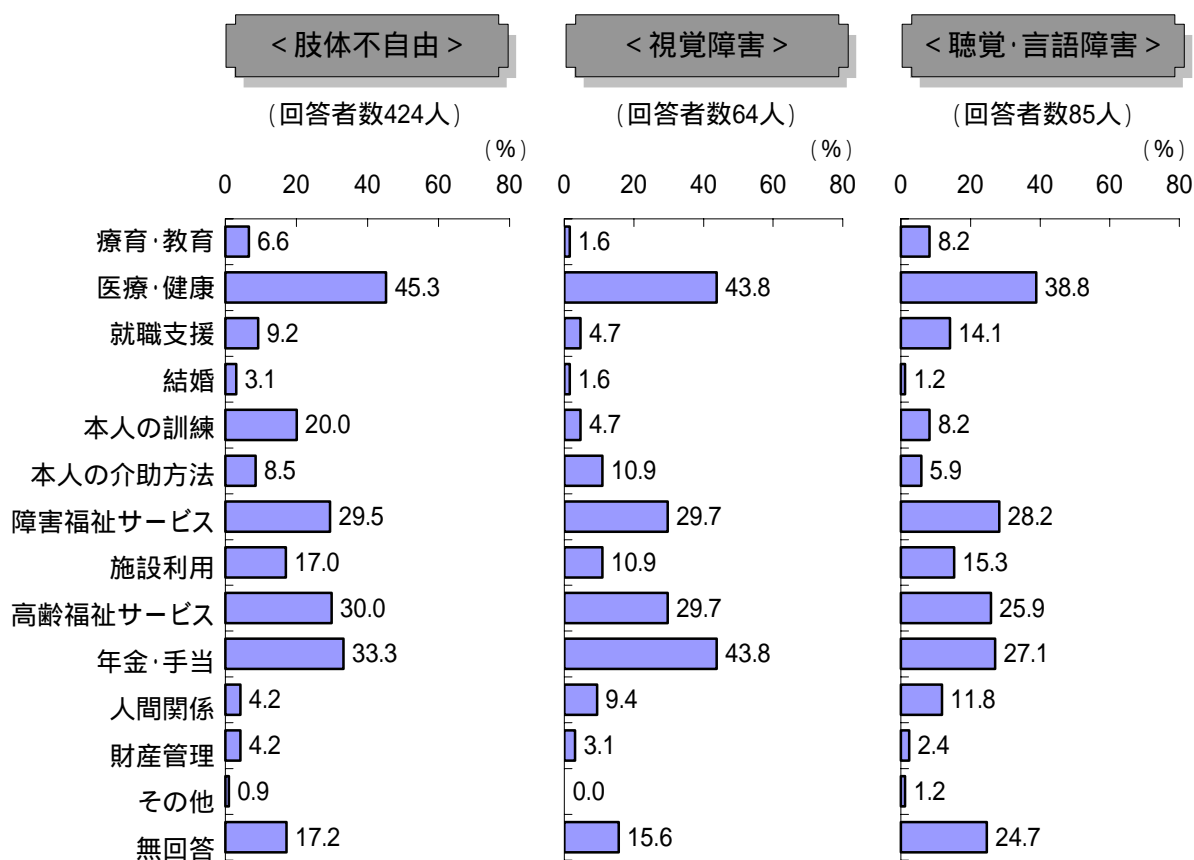
相談体制における問題点

今後充実を望む専門的な相談内容としては「医療・健康」がすべての障害者に共通して多くあげられており、その他に知的障害児者では「障害福祉サービス」、精神障害者等では「年金・手当」に対する相談を充実させて欲しいとの回答があります。

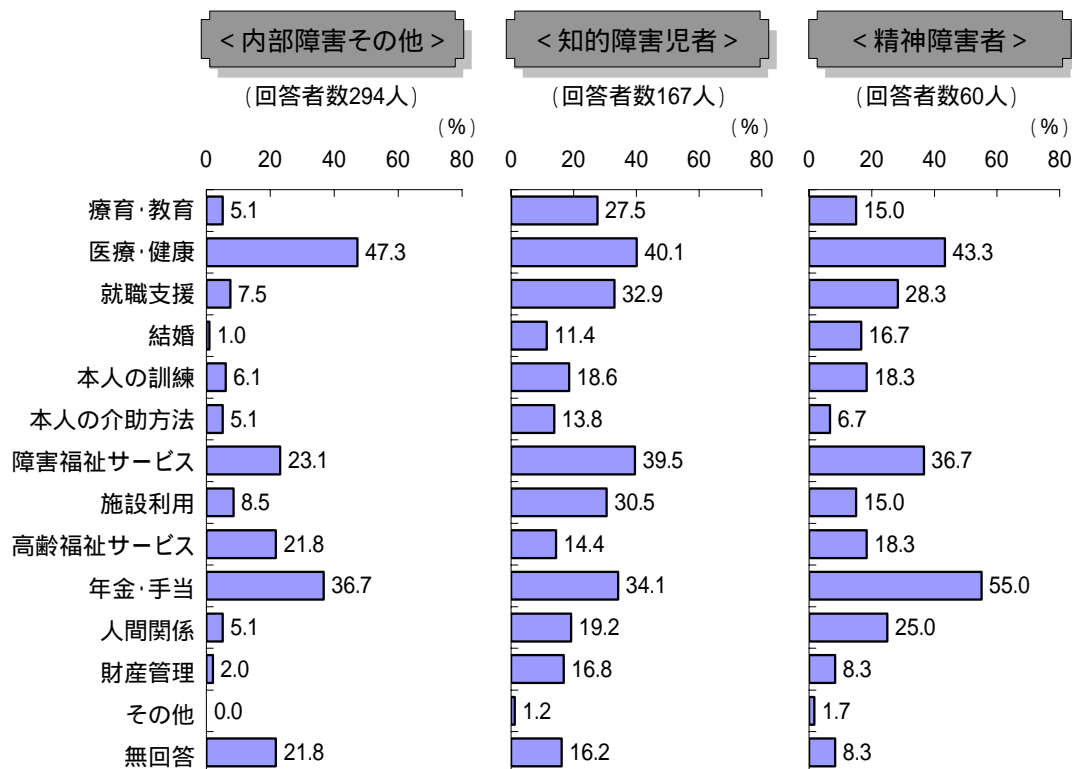
市の相談体制について不満に思うことは「とくにない」という回答がすべての障害者に共通して多くなっています。

市の相談体制への不満としては、「どこに相談してよいかわからない」、「相談に対して適切な回答が得られない」への回答がやや多くなっています。

今後充実を望む専門的な相談内容

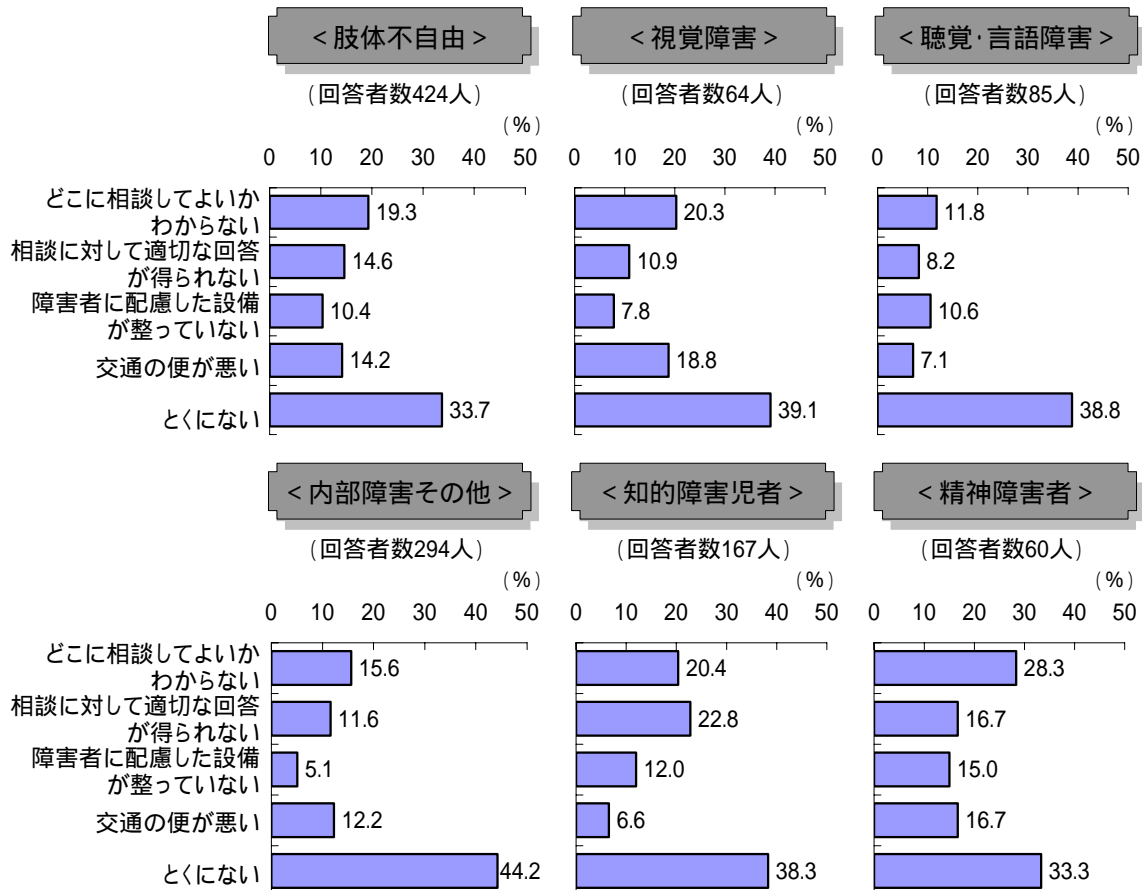


複数回答



複数回答

市の相談体制について不満に思うこと



複数回答

就学環境における問題点（18歳以下）

通園・通学に際して「困っていることはない」という回答が多いものの、「学校内・園内での介助が不十分」という回答もあります。

就学状況

	身体障害児者				知的障害児者
	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語障害	内部障害その他	
設問該当者数	14人	0人	3人	5人	48人
就学者数	13人	-	2人	4人	45人
就学率	92.9%	-	66.7%	80%	93.8%

通園・通学に際して困っていること

< 肢体不自由 >

	困っていることはない	学校内・園内での介助が不十分	交通手段等の問題で通うのが大変	トイレや階段などの設備が不十分
回答者数 13人	38.5%	30.8%	23.1%	23.1%

複数回答、上位4項目を表示

< 視覚障害 >

対象回答者はいない。

< 聴覚・言語障害 >

回答者は2人であり、2人とも「交通手段等の問題で通うのが大変」「周囲の友人の理解が得られない」「受け入れてくれる学校が少ない」をあげています。

< 内部障害その他 >

回答者は4人であり、「困っていることはない」が1人。「自分の健康上の問題で通うのが大変」「交通手段等の問題で通うのが大変」「保育内容や授業内容についていけない」「トイレや階段などの設備が不十分」「教職員の配慮が足りない」「周囲の友人の理解が得られない」については、それぞれの項目について1人ずつあげています。

< 知的障害 >

	困っていることはない	学校内・園内での介助が不十分	交通手段等の問題で通うのが大変	保育内容や授業内容についていけない	教職員の配慮が足りない
回答者数 45人	42.2%	15.6%	11.1%	11.1%	11.1%

複数回答、上位5項目を表示

就労環境における問題点（15歳以上）

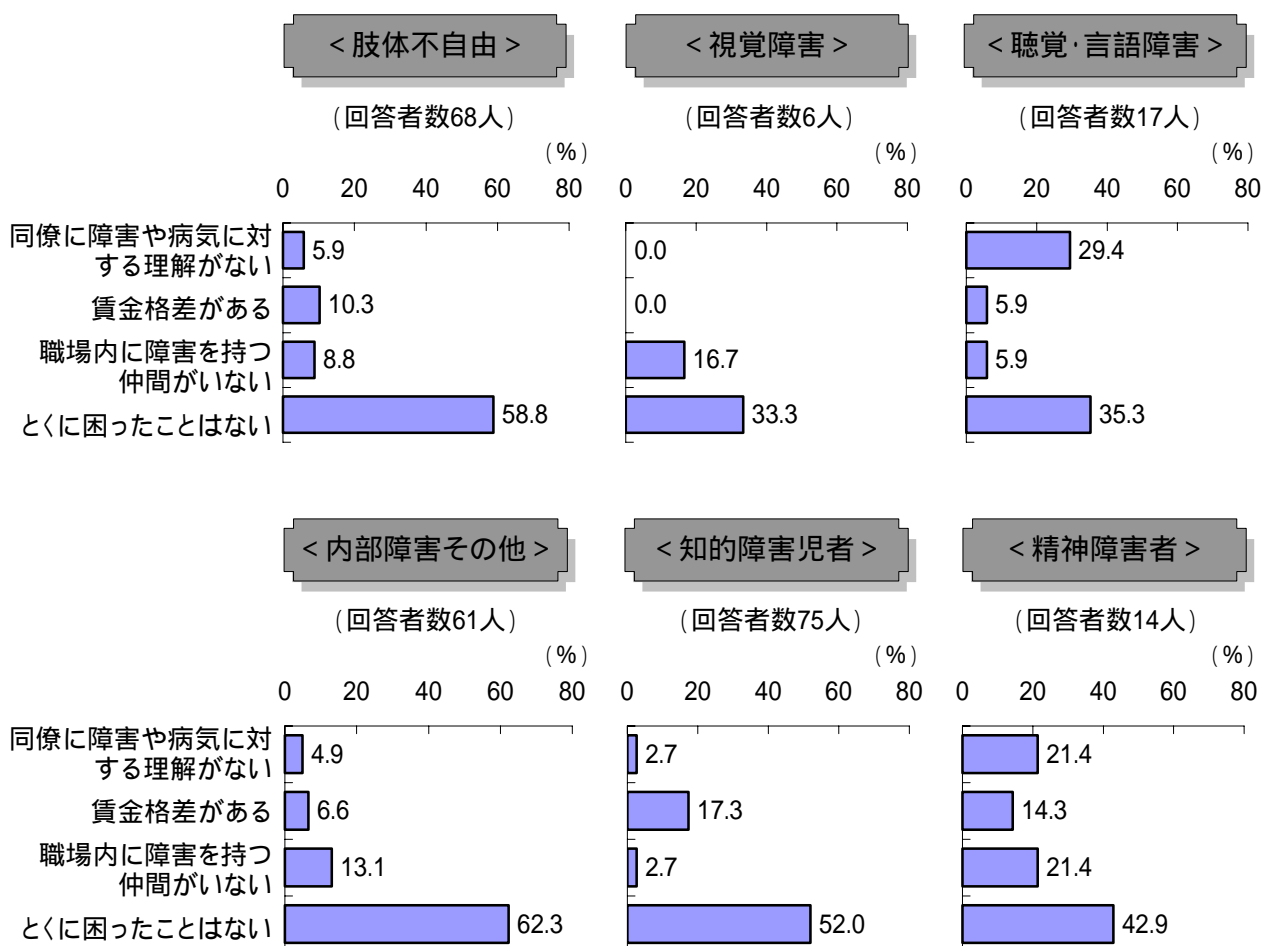
知的障害児者の就業率が5割近くと高くなっています。

回答のあった現在就業している障害者では、仕事をする上で「とくに困ったことはない」という回答が多くなっていますが、聴覚・言語障害者と精神障害者では「同僚に障害や病気に対する理解がない」という回答が2～3割前後とやや多くなっています。

就労状況

	身体障害児者				知的障害児者	精神障害者
	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語障害	内部障害その他		
設問該当者数	404人	63人	82人	283人	167人	57人
就業者数	68人	6人	17人	61人	75人	14人
就業率	16.8%	9.5%	20.7%	21.6%	44.9%	24.6%

仕事をする上で困っていること



複数回答、上位4項目を表示

障害福祉サービスにおける問題点

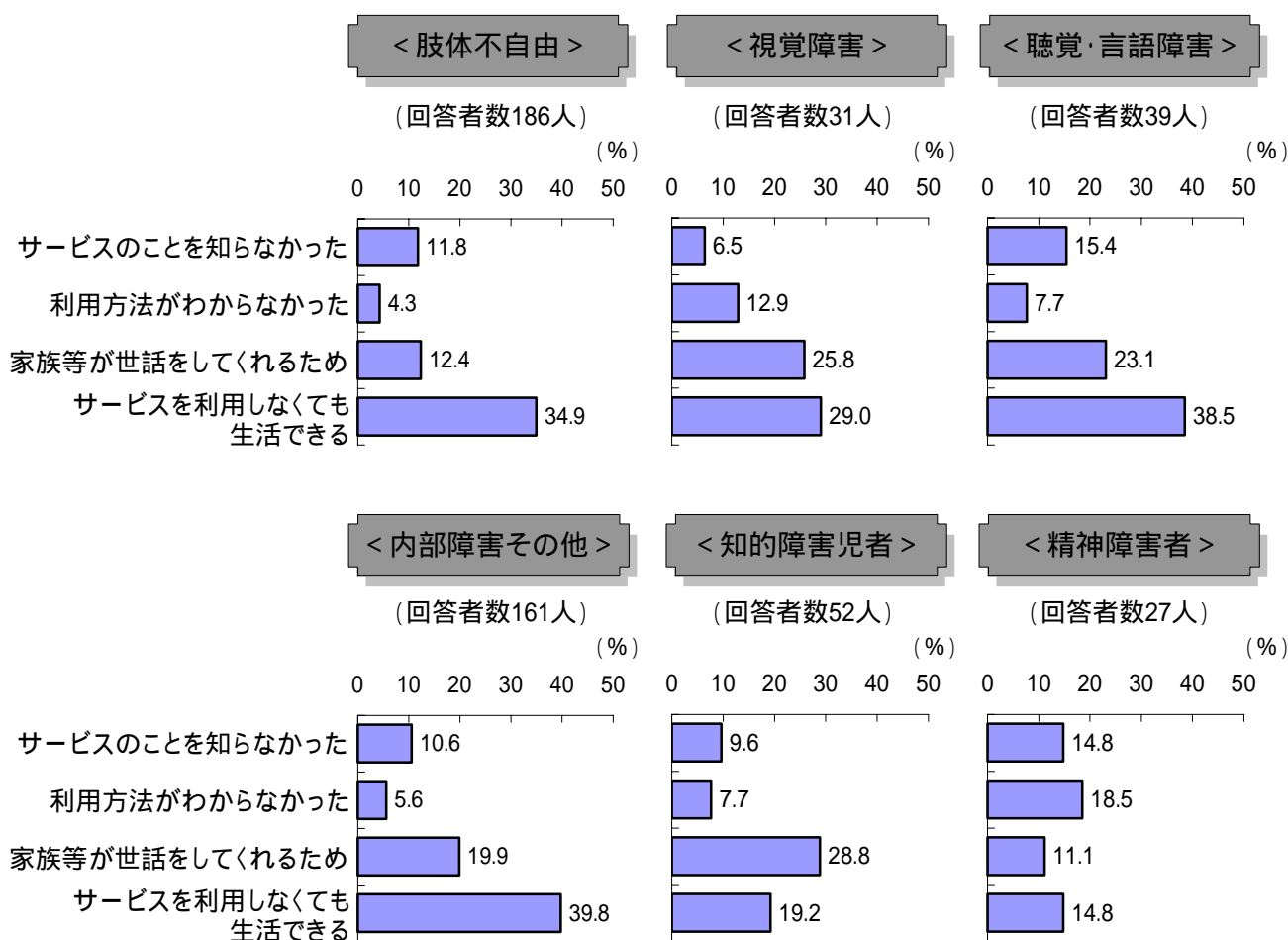
この1年間の障害福祉サービスの利用経験をみると、身体障害児者では利用経験者は3～4割程度で、知的障害児者、精神障害者では利用経験者が半数以上を占めています。

この1年間に障害福祉サービスを利用していない理由としては、身体障害児者では「サービスを利用しなくても生活できる」への回答が多くなっています。知的障害児者の場合は「家族等が世話をしてくれるため」が、精神障害者では「利用方法がわからなかった」、「サービスのことを知らなかった」への回答が多くなっています。

障害福祉サービスの利用状況

	身体障害児者				知的障害児者	精神障害者
	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語障害	内部障害その他		
回答者数	424人	64人	85人	294人	167人	60人
利用者数	173人	22人	31人	90人	98人	30人
利用率	40.8%	34.4%	36.5%	30.6%	58.7%	50.0%

この1年間に障害福祉サービスを利用していない理由



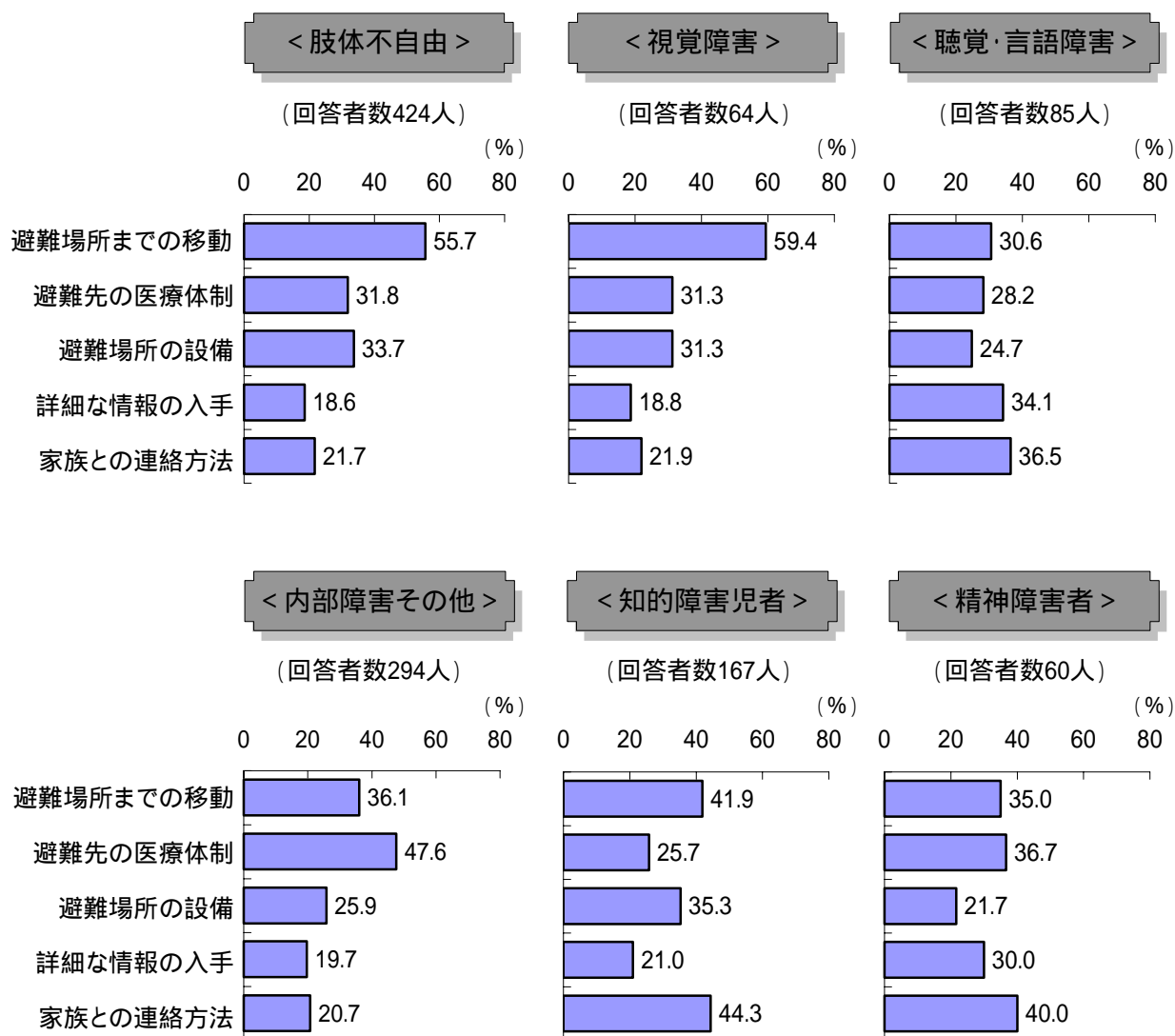
複数回答、上位4項目を表示

緊急時の対応における問題点

災害等により緊急に避難しなければならない場合に不安に感じることは、すべての障害者に共通して「避難場所までの移動」、「避難先の医療体制」、「避難場所の設備」が多くなっています。

聴覚・言語障害者、知的障害児者、精神障害者ではその他に「家族との連絡方法」を不安とする回答が多く、聴覚・言語障害者と精神障害者ではさらに「詳細な情報の入手」を不安とする回答が多くなっています。

災害時の緊急避難に関して不安に思うこと



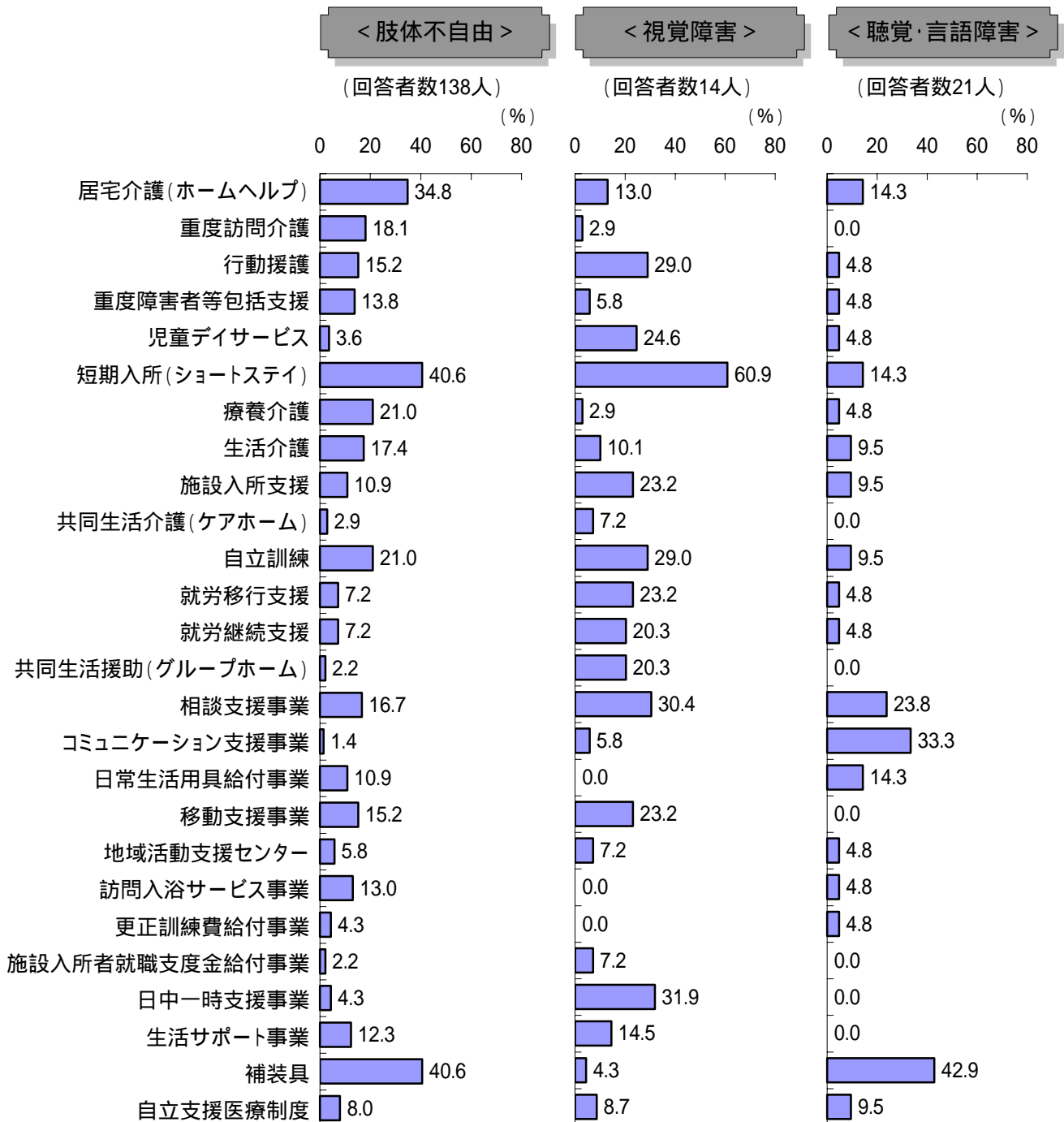
複数回答、上位5項目を表示

今後のサービスの利用意向

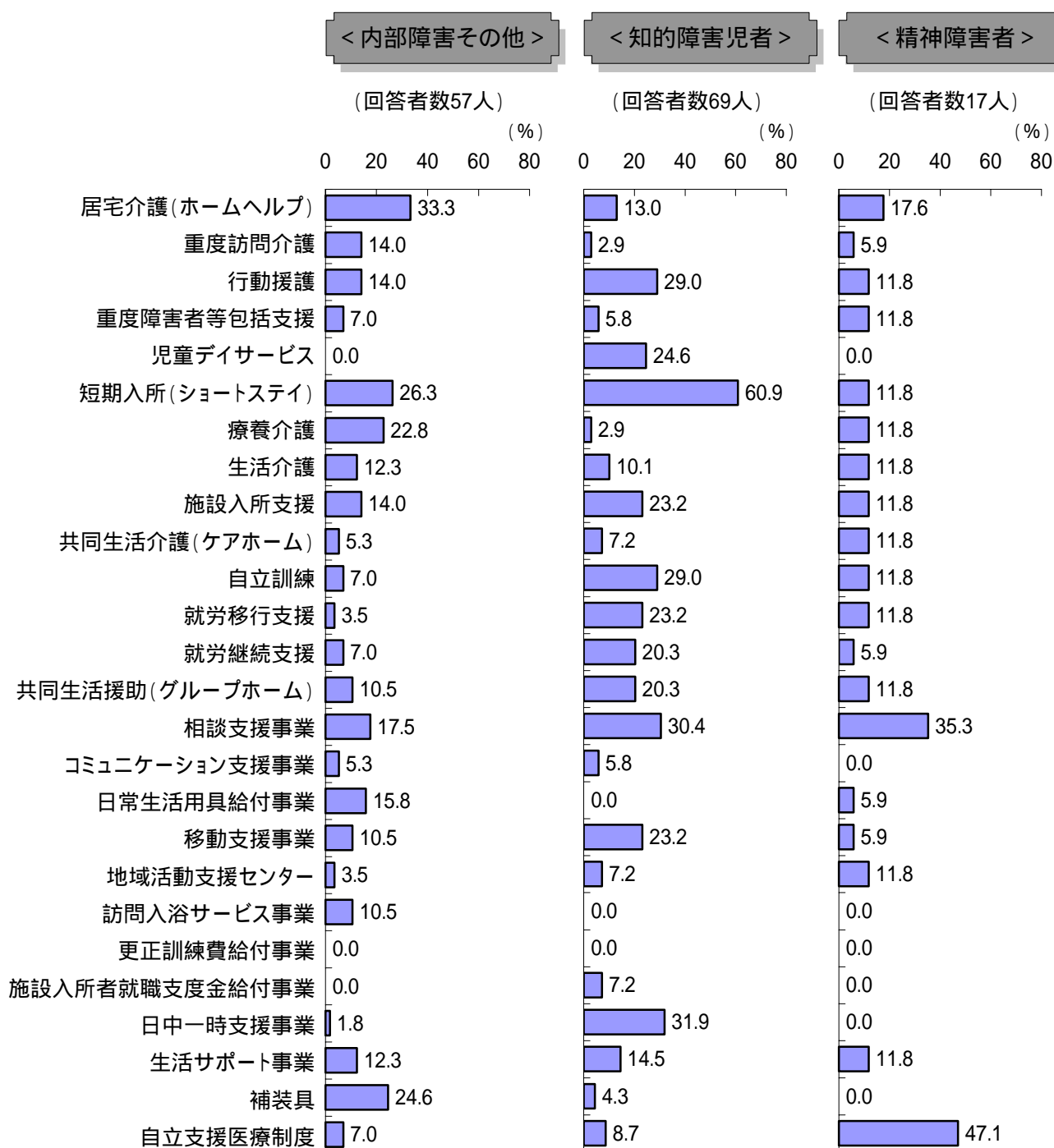
「短期入所（ショートステイ）」の利用意向が高いのは、肢体不自由者、視覚障害者、知的障害児者で、「居宅介護（ホームヘルプ）」の利用意向が高いのは、肢体不自由者、内部障害その他となっています。

また、肢体不自由者、聴覚・言語障害者では、「補装具」の利用意向が高いほか、聴覚・言語障害者では、「コミュニケーション支援事業」の利用意向が高く、精神障害者では、「相談支援事業」の利用意向が高くなっています。

無回答が多いため、今後利用したいサービスへの回答者を母数として集計



複数回答



複数回答

地域生活及び一般就労への移行

地域生活への移行について

「独立した生活はしたくない」とする回答が、身体障害児者では4割以上、知的障害児者、精神障害者でも2割以上となっています。

「独立した生活をしたい」、「条件が整えば独立した生活をしたい」とする独立した生活を希望する回答は、身体障害児者では1割前後と低く、知的障害児者で約2割、精神障害者で約3割となっています。

<身体障害児者>

	回答者数	すでに独立した生活をしている	独立した生活をしたい	条件が整えば独立した生活をしたい	独立した生活はしたくない	どちらともいえない	無回答	
全体	867人	15.1%	3.7%	5.9%	42.6%	15.2%	17.5%	
居住形態	持ち家	643人	12.6%	2.5%	5.6%	48.2%	15.4%	15.7%
	賃貸	167人	28.7%	9.6%	7.8%	26.9%	12.0%	15.0%
	グループホーム、生活ホーム	8人	*	*	12.5%	25.0%	25.0%	37.5%
	障害者のための入所施設	16人	*	*	6.3%	37.5%	37.5%	18.8%
	その他	18人	11.1%	*	*	33.3%	27.8%	27.8%

<知的障害児者>

	回答者数	すでに独立した生活をしている	独立した生活をしたい	条件が整えば独立した生活をしたい	独立した生活はしたくない	どちらともいえない	無回答	
全体	167人	3.0%	7.2%	15.6%	29.3%	31.1%	13.8%	
居住形態	持ち家	104人	*	5.8%	14.4%	34.6%	34.6%	10.6%
	賃貸	40人	7.5%	15.0%	25.0%	12.5%	32.5%	7.5%
	グループホーム、生活ホーム	4人	25.0%	*	*	50.0%	*	25.0%
	障害者のための入所施設	11人	*	*	9.1%	45.5%	*	45.5%
	その他	2人	*	*	*	50.0%	50.0%	*

<精神障害者>

	回答者数	すでに独立した生活をしている	独立した生活をしたい	条件が整えば独立した生活をしたい	独立した生活はしたくない	どちらともいえない	無回答	
全体	60人	11.7%	15.0%	18.3%	25.0%	23.3%	6.7%	
居住形態	持ち家	40人	10.0%	15.0%	12.5%	27.5%	30.0%	5.0%
	賃貸	18人	16.7%	11.1%	33.3%	16.7%	11.1%	11.1%
	グループホーム、生活ホーム	1人	*	100.0%	*	*	*	*
	障害者のための入所施設	1人	*	*	*	100.0%	*	*
	その他	0人	*	*	*	*	*	*

全体以外の0.0%は*で表示

一般就労への移行について

現在就労している障害者の今後の就労意向

回答のあった現在就業している障害者では共通して、今後も「今のまま継続して働きたい」という回答が多くなっています。

就労形態別の今後の就労意向

< 身体障害児者 >

	回答者数	今のまま 継続して 働きたい	今のまま 継続して 働きたいが、 職場の環境 は改善して 欲しい	今の仕事を 辞めて、 別の仕事を したい	今の仕事を 辞めて、 働きたく ない	その他	無回答	
全体	152人	72.4%	7.2%	8.6%	3.3%	2.0%	6.6%	
就 労 形 態	常勤の社員・職員として働いている	46人	71.7%	8.7%	15.2%	2.2%	*	2.2%
	パート・アルバイトとして働いている	35人	77.1%	8.6%	8.6%	2.9%	*	2.9%
	自分で事業をしている	27人	85.2%	3.7%	*	3.7%	*	7.4%
	自宅等で家庭内職している	4人	75.0%	*	25.0%	*	*	*
	家事を手伝っている	8人	87.5%	*	*	*	*	12.5%
	小規模作業所や授産施設に通っている	13人	46.2%	23.1%	7.7%	*	7.7%	15.4%
	会社・団体の役員をしている	10人	70.0%	*	*	20.0%	*	10.0%
	その他	8人	50.0%	*	12.5%	*	25.0%	12.5%

< 知的障害児者 >

	回答者数	今のまま 継続して 働きたい	今のまま 継続して 働きたいが、 職場の環境 は改善して 欲しい	今の仕事を 辞めて、 別の仕事を したい	今の仕事を 辞めて、 働きたく ない	その他	無回答	
全体	75人	74.7%	9.3%	9.3%	1.3%	1.3%	4.0%	
就 労 形 態	常勤の社員・職員として働いている	8人	75.0%	*	25.0%	*	*	*
	パート・アルバイトとして働いている	17人	82.4%	5.9%	5.9%	*	*	5.9%
	自分で事業をしている	0人	*	*	*	*	*	*
	自宅等で家庭内職している	0人	*	*	*	*	*	*
	家事を手伝っている	0人	*	*	*	*	*	*
	小規模作業所や授産施設に通っている	41人	70.7%	14.6%	9.8%	2.4%	2.4%	*
	会社・団体の役員をしている	0人	*	*	*	*	*	*
	その他	6人	83.3%	*	*	*	*	16.7%

< 精神障害者 >

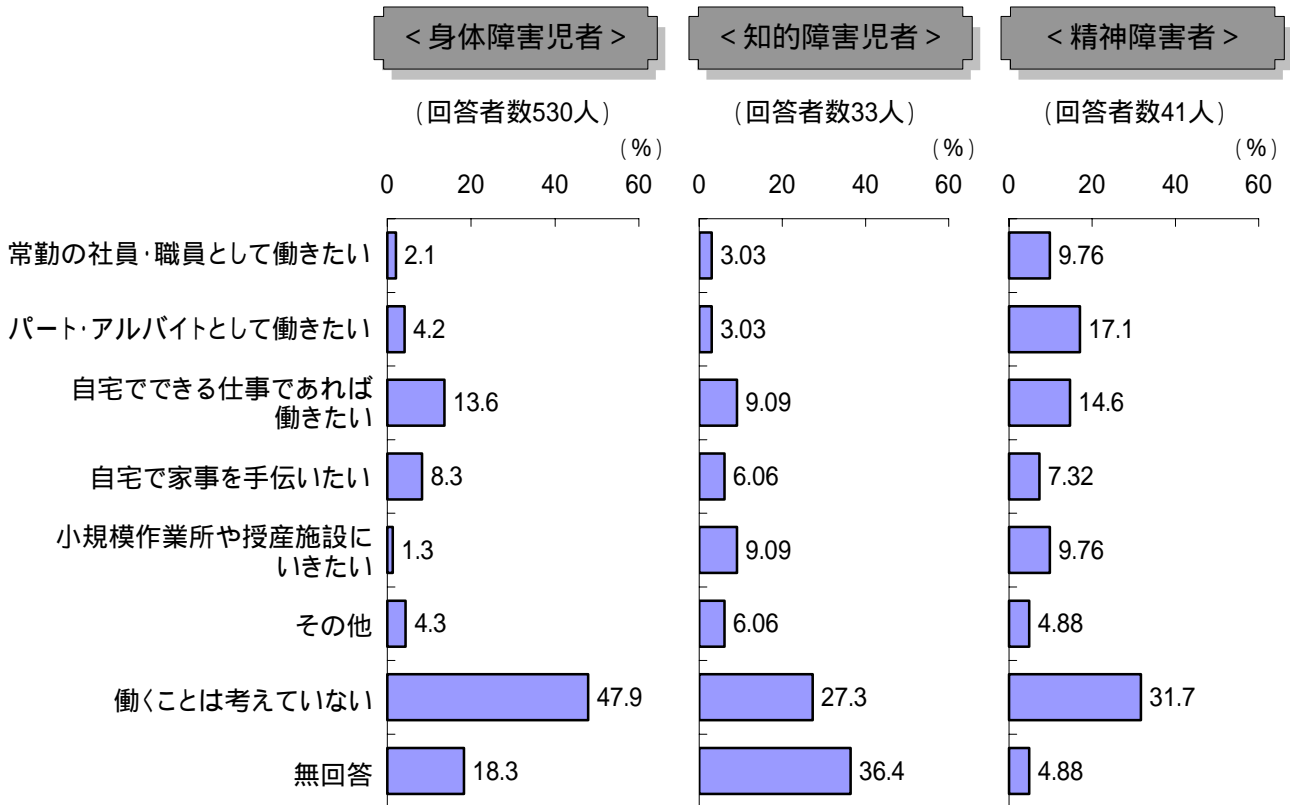
	回答者数	今のまま 継続して 働きたい	今のまま 継続して 働きたいが、 職場の環境 は改善して 欲しい	今の仕事を 辞めて、 別の仕事を したい	今の仕事を 辞めて、 働きたく ない	その他	無回答	
全体	14人	78.6%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	7.1%	
就 労 形 態	常勤の社員・職員として働いている	1人	100.0%	*	*	*	*	*
	パート・アルバイトとして働いている	5人	80.0%	*	20.0%	*	*	*
	自分で事業をしている	0人	*	*	*	*	*	*
	自宅等で家庭内職している	0人	*	*	*	*	*	*
	家事を手伝っている	2人	50.0%	*	50.0%	*	*	*
	小規模作業所や授産施設に通っている	6人	83.3%	*	*	*	*	16.7%
	会社・団体の役員をしている	0人	*	*	*	*	*	*
	その他	0人	*	*	*	*	*	*

全体以外の0.0%は*で表示

現在就労していない障害者の今後の就労意向

現在就労していない障害者の今後の就労意向をみると、すべての障害者に共通して「働くことは考えていない」との回答が多くなっています。

「働くことは考えていない」を除くと、「自宅でできる仕事であれば働きたい」がすべての障害者に共通して多くなっています。



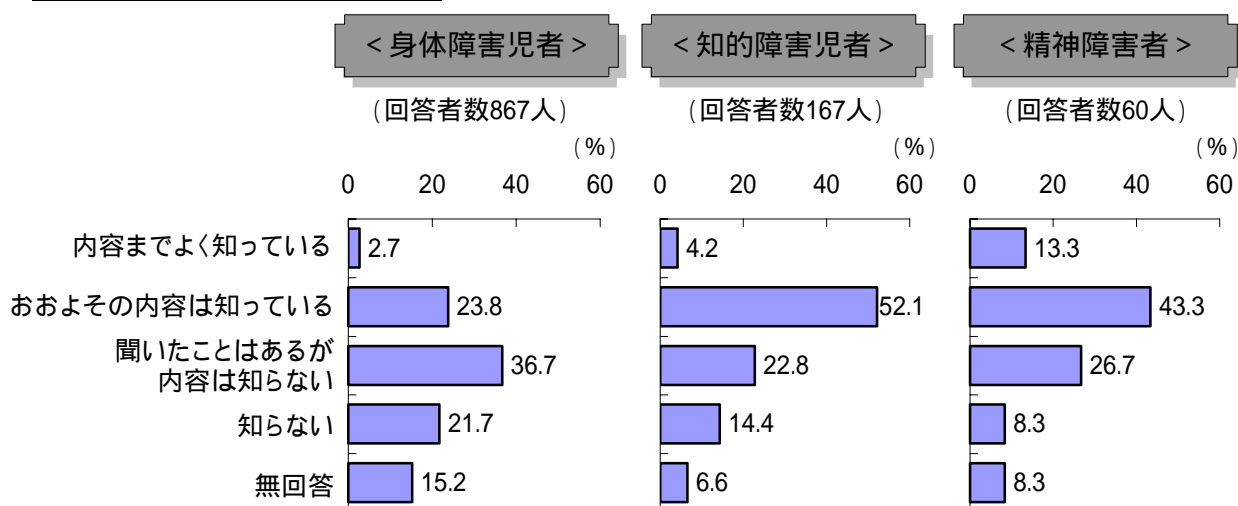
障害者自立支援法について

障害者自立支援法について「内容までよく知っている」という回答は、すべての障害者において少なく、「おおよその内容は知っている」も知的障害児者、精神障害者で4割以上となっているものの、身体障害児者では低い回答となっています。

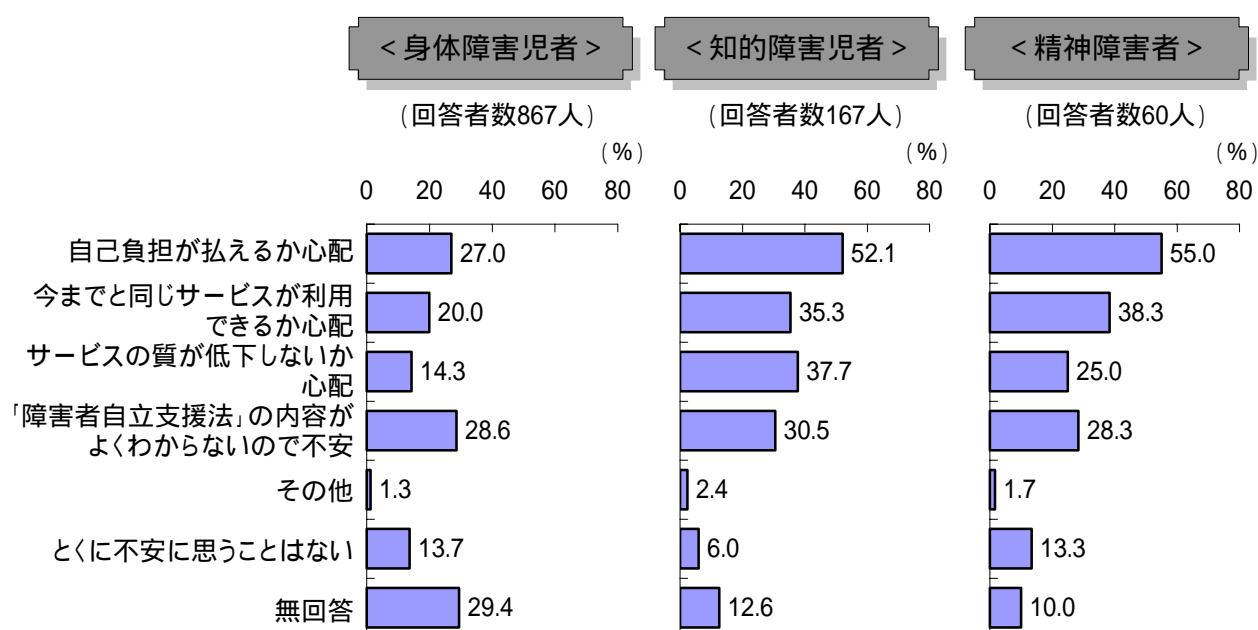
障害者自立支援法の施行で不安に思うことは、身体障害児者では「障害者自立支援法の内容がよくわからないので不安」が多く、知的障害児者、精神障害者では「自己負担が払えるか心配」、「今までと同じサービスが利用できるか心配」という回答が多くなっています。

障害者自立支援法の施行後の生活の変化については、身体障害児者では「とくにかわらない」という回答が多く、知的障害児者、精神障害者では「費用負担が増えた」という回答が多くなっています。

障害者自立支援法の認知状況

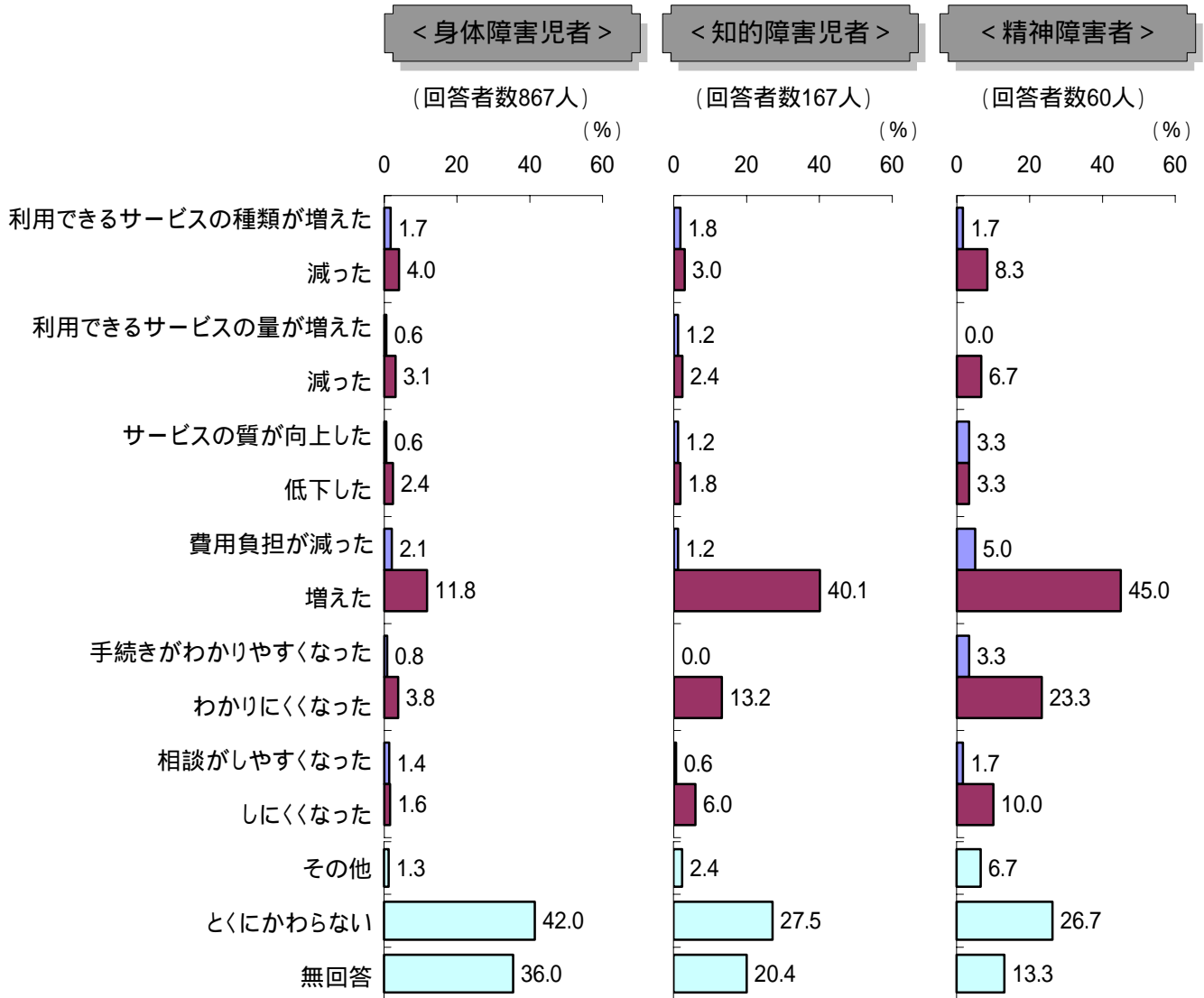


障害者自立支援法の施行で不安に思うこと



複数回答

障害者自立支援法の施行後の生活の変化



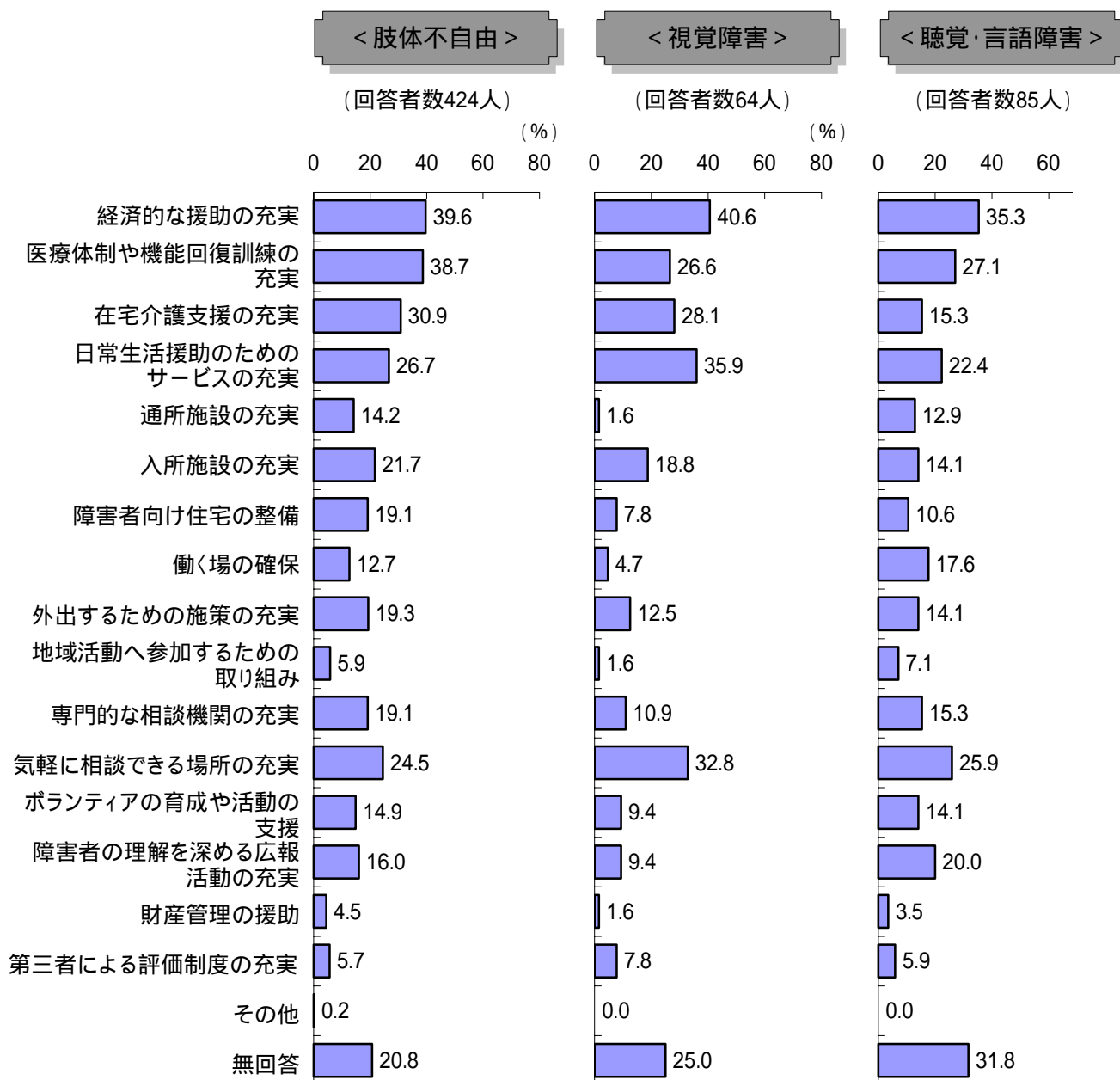
複数回答

今後の福祉施策への期待

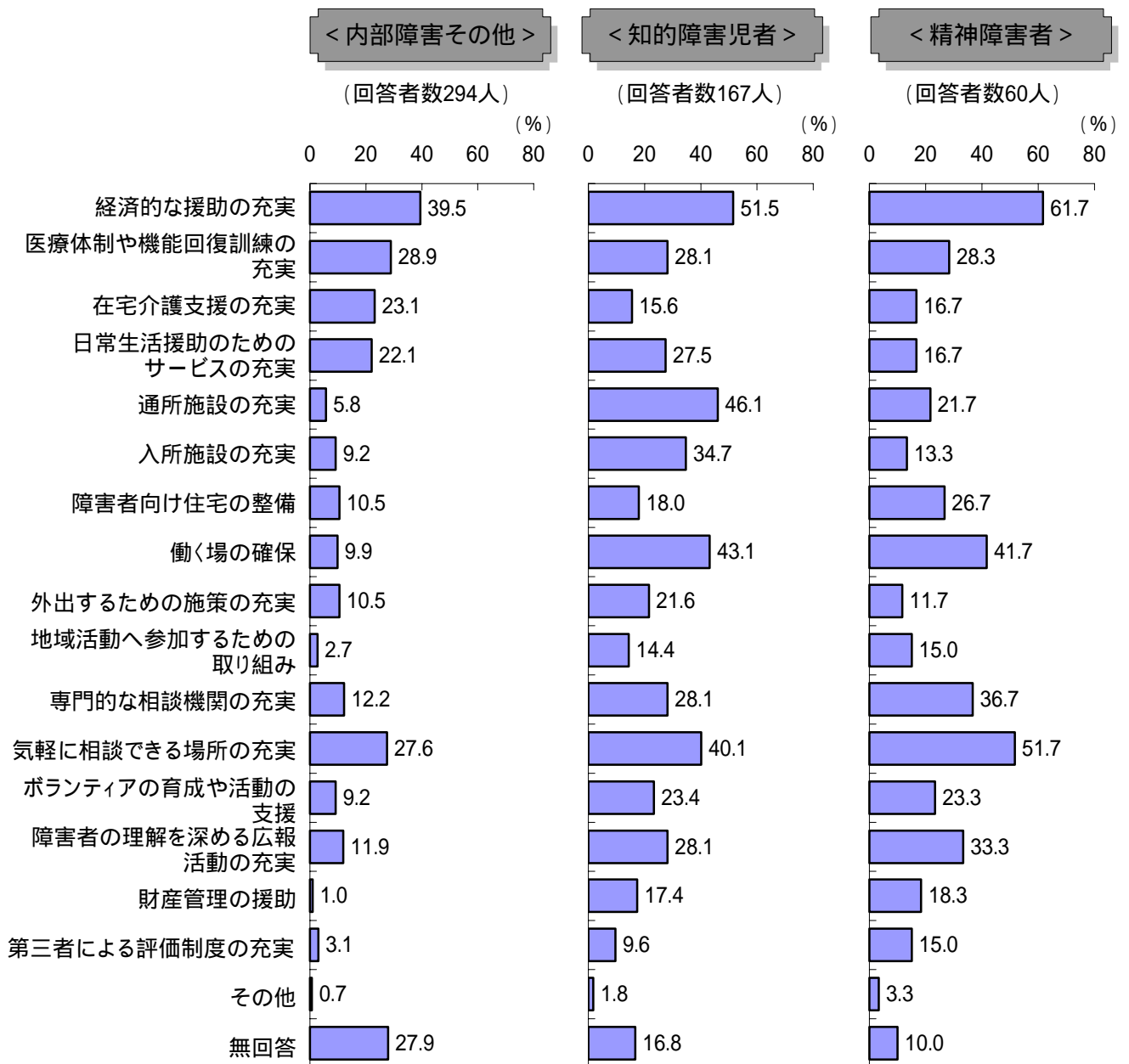
すべての障害者に共通して、「経済的な援助の充実」、「医療体制や機能回復訓練の充実」、「気軽に相談できる場所の充実」への期待が高くなっています。

その他に、視覚障害者では「日常生活援助のためのサービスの充実」を、知的障害児者では「通所施設の充実」を期待する意見が多くなっています。

「働く場の確保」への期待は、特に知的障害児者と精神障害者で高くなっています。



複数回答



複数回答

3 . 障害福祉団体・施設からの意見聴取について

(1) 意見聴取の概要

目的

市内の障害福祉団体・施設等の実情や課題等を把握するため、意見聴取を実施するとともに、施設を有する団体に対しては、さらにヒアリングを実施しました。

意見聴取・ヒアリング実施状況

	意見聴取	ヒアリング
方法	郵送による意見聴取書への記入	障害福祉課職員によるヒアリング
対象	26 団体	18 団体 約 50 施設
期間	平成 18 年 9 月 15 日～10 月 2 日	平成 18 年 10 月 10 日～13 日

意見聴取書の質問項目

(団体用)

- 1 . 団体・会の構成と成り立ち（会員数や組織構成、発足の経緯など）について
- 2 . 団体・会の活動内容について
- 3 . 団体・会（事業）を運営する上での悩みや課題について
- 4 . 今後の団体・会（事業）運営のあり方について
- 5 . これからの障害者支援のあり方について
- 6 . 行政（市・県・国）に対するご意見・ご要望について

(施設用)

- 1 . 事業を運営する上での悩みや課題について
- 2 . 今後の事業運営のあり方について（目標、将来展望）
- 3 . これからの障害者支援のあり方について
- 4 . 行政（市・県・国）に対するご意見・ご要望について

(2) 意見聴取の結果

ア. 結果の概要

項目	障害福祉団体	施設
問題点・課題	運営費の確保 会員数の減少、高齢化 団体の活動の維持・向上 適切な安全管理 就労の場の確保 地域・障害間の格差是正 制度変更に伴う不安 障害への理解不足	収入減少による経営の不安定化 人件費等のコスト上昇 職員の適性配置と質も含めた職員の確保 事務量の増加 諸制約の緩和 利用者の確保 新制度への不安
今後の方向性	新規会員の獲得 団体の活動の維持・向上 親亡き後や保護者の高齢化に伴う障害者の自立支援のあり方 就労支援 新制度への対応 災害時、緊急時の安全確保 「制度のはざ間」に該当する人への支援 障害への理解促進	利用者ニーズを踏まえた柔軟な事業展開 就労支援 収入増大に向けた取組 人件費等のコスト削減 職員の適性配置と質も含めた職員の確保 地域や関係機関との連携強化 新制度への移行に不安
障害者支援のあり方	障害に応じた適切なサービス提供、柔軟な対応 日常生活上の必須サービスに対する柔軟な対応 障害者の経済状況の改善と連携した総合的な負担の仕組みの検討 就労支援、雇用環境の改善 地域・障害者間の格差の是正 団体の活動支援	障害等に応じた柔軟な対応 就労支援、雇用環境の改善 地域・障害者間の格差の是正 利用者負担の軽減 施設運営の安定化を図る施策が必要 職員の適性配置と質も含めた職員の確保 総合的な障害者支援施策の見直し 制度の周知、内容理解の促進(行政の説明責任)
行政への意見・要望	負担軽減 就労支援 医療支援 きめ細かなサービスの展開 緊急時の安全確保 施策立案等への障害者の参加 団体の活動支援 障害への理解促進 制度に対する不安の解消	障害等に応じた柔軟な対応 就労支援、雇用環境の改善 障害者の経済状況の改善と連携した総合的な負担の仕組みの検討 施設運営の安定化を図る施策が必要 地域や関係機関との連携強化 地域・障害者間の格差の是正 障害者の視点に立った取組 市独自の施策展開の明確化 制度の周知、内容理解の促進(行政の説明責任)

イ. 結果のポイント

障害福祉団体においては、会員数の減少や運営費の確保が大きな問題となっており、団体としての活動を維持・向上させていくためにも、新規会員の獲得や組織の強化が今後の課題となっています。そのため、団体の活動支援を行政に期待する意見もありました。

施設においては、障害者自立支援法に基づく新制度への対応が大きな問題となっています。制度変更により収入が減少し、経営が不安定化していること、またコスト削減等のため職員の適性配置が困難になった上に、事務量は増加しており、提供するサービスの質をどのように確保していくかが懸念されています。

現状を改善するために、施設運営の安定化を図るための施策を行政に求める意見もありますが、利用者ニーズを捉え、柔軟な事業展開を図ることにより施設運営の健全化を指向する施設も多くありました。

障害に応じた適切なサービスの提供、就労環境の改善については、障害福祉団体、施設ともに多くの意見が挙げられています。

障害者自立支援法に基づく新しい制度に関しては急激な変化に対する不安感が強く、今後は障害者の視点に立った施策展開を求めるとともに、障害者が効果的にサービスを利用できるよう、きめ細かな情報提供や説明を行うべきとの意見が多く挙げられていました。

4 . 市民意見の募集（パブリックコメント）について

（ 1 ）市民意見募集の概要

目的

小田原市障害福祉計画（素案）について市民からの意見を募集し、今後の計画策定などの参考にしていくため、パブリックコメントを実施しました。

意見募集期間

平成 19 年 2 月 15 日～3 月 2 日

提出方法

郵送、F A X、電子メール、障害福祉課への直接提出のいずれかによる。

（ 2 ）提出された意見の内容

意見件数

3 人から 8 件

意見の主な内容

訪問系サービスの見込量確保のための方策について、「障害特性（特に自閉症）を理解したヘルパー養成のための講座を開催してほしい」

居住系サービスの見込量確保のための方策について、「“ 地域の理解を深めながら整備していく ” とあるが、具体的にどのようなことを行うのかについて言及していただきたい」

地域生活支援事業（相談支援事業）について、「“ 身体、知的、精神、障害児の 4 種別にそれぞれ対応する窓口を設ける ” とあるが、“ 発達障害 ” に対応することも明記していただきたい」

地域生活支援事業（任意事業）について、「精神障害者の活動グループについて、地域生活支援事業の任意事業に入れてほしい」

発達障害の人への支援について、「できることを考えてもらいたい」

意見の反映状況

反映状況	意見の種別
計画に反映されている又は反映したもの	訪問系サービスの見込量確保のための方策に対する意見 居住系サービスの見込量確保のための方策に対する意見 地域生活支援事業（相談支援事業、任意事業）に対する意見 発達障害の人への支援に関する意見
今後の取組に向けて参考にするもの	地域生活支援事業（地域活動支援センター）に関する意見 発達障害に関する意見

5 . 小田原市障害福祉計画策定委員会

小田原市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条に基づき小田原市障害福祉計画を定めるに当たり、広く障害者、市民等からの必要な助言を得るため、委員会を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員23人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が決定し、又は任命する。

- (1) 別表第1に掲げる団体から推薦された者
- (2) 公募による市民の代表者で市長が決定した者
- (3) 別表第2に掲げる者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員会において必要があると認められるときは、その会議に、議事に関係のある者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の事務は、福祉健康部障害福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

団体名等
特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会
内部障害者団体で市長が必要と認めるもの
精神障害者団体で市長が必要と認めるもの
小田原市社会福祉協議会
小田原市自治会総連合
小田原市地区社会福祉協議会
小田原市民生委員児童委員協議会
小田原医師会
小田原商工会議所
知的障害者福祉法に基づく通所施設等で市長が必要と認めるもの
知的障害者福祉法に基づく入所施設等で市長が必要と認めるもの
障害者地域作業所で市長が必要と認めるもの
小田原市ボランティア連絡協議会

別表第2(第2条関係)

職名
小田原公共職業安定所長
小田原児童相談所長
小田原保健福祉事務所保健福祉部長
小田原養護学校長
小田原市経済部長
小田原市福祉健康部長

小田原市障害福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

選出区分	選出母体	委員名	備考
障害者団体	特定非営利活動法人 小田原市障害者福祉協議会	二見 健一	
		安藤 豊子	
		小玉 かおる	
	内部障害者団体で市長が必要と認めるもの	田山 安子	小田原西湘腎友会
	精神障害者団体で市長が必要と認めるもの	菴原 務	小田原地区精神障害者家族会 「梅の会」
社会福祉	小田原市社会福祉協議会	富川 正秀	
	小田原市自治会総連合	渡辺 征男	
	小田原市地区社会福祉協議会	酒匂 守	
	小田原市民生委員児童委員協議会	曾我 良子	
医療	小田原医師会	古藤 しのぶ	
経済	小田原商工会議所	林田 安弘	
障害者施設	知的障害者福祉法に基づく通所施設等で市長が必要と認めるもの	池田 雅子	(社福) 宝安寺社会事業部 (富士学園)
	知的障害者福祉法に基づく入所施設等で市長が必要と認めるもの	小野 敏治	(社福) 永耕会 (永耕園)
	障害者地域作業所で市長が必要と認めるもの	松本 裕美	障害者地域作業所「おりーぶ」
その他	小田原市ボランティア連絡協議会	中山 君江	
	公募による委員	錦織 美香子	
		荻田 幸子	
国機関	小田原公共職業安定所長	石黒 俊孝	
県機関	小田原児童相談所長	長尾 洋	
	小田原保健福祉事務所保健福祉部長	関根 佳代子	
	小田原養護学校長	飯田 美枝子	
市	小田原市経済部長	鈴木 哲夫	
	小田原市福祉健康部長	加部 裕彦	
23人(うち女性12人)		(は女性) (は委員長、 は副委員長)	

主な策定経過

期 日	内 容
平成 18 年 8 月 3 日	委員の委嘱 第 1 回 小田原市障害福祉計画策定委員会 ・小田原市障害福祉計画策定委員会設置要綱について ・委員長及び副委員長の選出 ・会議の公開について ・障害福祉計画の概要について ・今後の日程について
平成 18 年 9 月 15 日～10 月 2 日	障害福祉団体・施設からの意見聴取の実施
平成 18 年 10 月 10 日～13 日	施設を有する団体に対する障害福祉課職員によるヒアリングの実施
平成 18 年 10 月 13 日～30 日	障害福祉施策に関するアンケート調査の実施
平成 18 年 12 月 22 日	第 2 回 小田原市障害福祉計画策定委員会 ・第 1 回会議以後の経過について サービス見込量等の報告について アンケート調査について 団体・施設からの意見聴取について 小田原市の地域生活支援事業について ・小田原市障害福祉計画（素案）について ・今後の日程について
平成 19 年 2 月 15 日～3 月 2 日	障害福祉計画（素案）に対する市民意見の募集（パブリックコメント）
平成 19 年 2 月 28 日～3 月 14 日	障害者自立支援法に基づく県との協議
平成 19 年 3 月 29 日	第 3 回 小田原市障害福祉計画策定委員会 ・第 2 回会議以後の経過について ・小田原市障害福祉計画について

小田原市障害福祉計画

発行：平成 19 年 3 月

発行者：小田原市

編集：小田原市福祉健康部障害福祉課

〒250-8555

小田原市荻窪 300

T E L 0465-33-1467